

小金井市立保育園の在り方に関する方針（案）説明会（市民説明会） 議事録

日時：令和7年7月14日 午後7時から9時51分

会場：市民会館（萌え木ホール）

対象：市民

参加者数：37人

黒澤保育課長 本日はお忙しい中「小金井市保育園の在り方に関する方針」に係る保護者説明会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。

本日司会を務めさせていただきます小金井市保育課の黒澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず開催にあたりまして、本日の説明会の流れをご説明いたします。私からは開催にあたってのご説明をさせていただき、その後市長からご挨拶をさせていただきます。その後、小金井市立保育園の在り方に関する方針（案）の内容をご説明させていただく予定です。その後、質疑の時間とさせていただき、最後にパブリックコメントについてのご案内後、閉会いたします。

次に説明会についてのお願いです。

1点目、携帯電話、スマートフォン等は電源を切っていただくかマナーモードにする等、音が鳴らないようにしていただきますようお願いいたします。

2点目に、なるべく皆様にご質問いただきたいので、1回にお1人1問でお願いします。また、質問をされていない方を優先させていただきます。

3点目、本日の会の趣旨といたしましては全体の時間の中で答申のご説明をさせていただくこと、また皆様からご質問を受けてお答えすることで答申の内容を知っていただくことを目的としております。質問をお聞きになる中で、色々なご意見、ご感想が出てくるかと思いますが、最後にご案内しますが、今、パブリックコメントを実施しておりますので、ご意見等はそちらにお寄せいただければと思っております。

4点目、個人のプライバシー保護の観点から、参加者の方による動画、写真の撮影、音声の録音は禁止とさせていただきますのでご了承ください。

最後に本説明会につきましては、市の方で録音させていただきます。会議録として個人が特定できない形で、市のホームページにて公開いたしますのでご了承ください。

○黒澤保育課長 それでは、続きまして、本日の出席者を紹介させていただきます。

○白井市長 市長の白井でございます。よろしくお願いいたします。

○古橋副市長 古橋でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

○堤子ども家庭部長 子ども家庭部長の堤です。今日のご参加ありがとうございます。

○中島保育施策調整担当課長 どうぞよろしくお願いいたします。

○黒澤保育課長 それでは次第に沿って進めさせていただきます。次第の2、市長よりご挨拶させていただきます。

○白井市長 改めまして本日はお忙しい中、説明会にご参加いただきまして、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

小金井市立保育園の在り方をめぐりましては、平成18年の児童福祉審議会や、平成27年の保育検討協議会など、これまで長い年月をかけ、議論が重ねられてきました。これまでの議論に関わっていただきましたすべての関係者の皆様のご尽力に心より感謝を申し上げます。

この間の流れですが、市は、令和3年3月に、今後の保育施策の方向性を明らかにするため、すこやか保育ビジョン、保育の質のガイドラインを策定しました。

その後、令和4年5月には、市立保育園を取り巻く課題を踏まえて、新たな保育業務の総合的な見直し方針を策定し、同年9月に、小金井私立保育園条例を専決処分により一部改正しました。しかし、この処分については、令和6年2月22日に、小金井市立保育園廃止処分取り消し等請求事件の東京地裁判決が出され、早急な対応が求められています。そこで、すこやか保育ビジョンにおける小金井市が果たすべき役割等の具体化を図り、市内の保育施設の状況を踏まえ、専門的かつ幅広い視点から、今後の小金井市立保育園の役割及び在り方を検討するため、令和6年6月に小金井市立保育園の在り方検討委員会を設置し、小金井市立保育園の役割や取り巻く課題及び在り方について検討いただくよう諮問したところであります。

委員の皆様には、約1年という期間の中で、熱心なご議論、徹底した検討そして当初予定を超える長時間の会議を経て、厳しい保育現場の現状や、将来の方向性について、実状に即した答申を提出いただいたこと、感謝を申し上げます。

本方針の策定にあたっては、いただいた答申の内容を尊重することを第一の前提とし、その実現に必要な施設配置や園の運営体制を検討してまいったところです。答申の趣旨を最大限尊重し、現有の施設や人員といった資源を最も有効に生かすために、保育定員

の減員によって、十分なスペース、そして人員を確保した上で、わかたけ保育園、小金井保育園、けやき保育園という三園体制とすることが最良の選択と判断いたしました。現方針は二園体制であり、財政面だけを見れば、二園体制が最も、市として負担の少ない選択肢であります。しかし、地理的な配置、各園が担うべき多面的な役割の実現性、そして、現場での保育の質の維持向上という観点から、三園体制こそが、市全体の保育施策において、最適であると考えました。二園体制より財政負担が生じることから、市として、厳しい選択ではありますが、この方針は、市立保育園を単純に縮減するものではなく、よりよい保育サービスを持続的に提出し、市全体の保育の質の維持向上を実現するための仕組みづくりを進めるためのものです。

市長として、市民、保護者、地域関係者の皆様と協力し、方針を着実に推進するために、全力で取り組んで参ります。皆様のご理解、ご支援、よろしくお願い申し上げます、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○黒澤保育課長 では、次第の3、新たな見直し方針（案）についてご説明させていただきます。

○堤子ども家庭部長 子ども家庭部長の堤です。私の方から説明させていただきます。説明は20分ほどになりますので、着座で失礼します。

お手元の方針（案）をご覧ください。

まず1ページ右側の方にある、策定にあたっての市長の巻頭の言葉でございますが、今市長から申し上げたとおりでございます。要点としましては下から3段落目にあるとおり、答申の趣旨を最大限に尊重し、現有の施設や人員といった資源を最も有効に生かすために、保育定員の減員によって十分なスペースを確保した上で、わかたけ保育園、小金井保育園、けやき保育園という3園体制にすることが最良の選択という判断でございます。

2ページの方に入ります。1が本方針の目的と位置付けであります。こちらの2段落目になりますが、子どもの最善の利益を重視する理念を基盤とし、市立保育園の役割を具体的に定めることで、地域全体の質の高い保育サービスを提供する仕組みを確立することが、本方針の目的であります。

次に2の市立保育園の在り方の検討です。（1）基本的な考え方ですがまず検討委員会からの答申を最大限尊重すること。そして、市立保育園が果たすべき4つの役割を確実に実施すること、これを第1に考えてきたものでございます。

(2) 課題の整理です。こちらは、新たな保育業務の総合的な見直し方針の7ページの3 新たな見直し方針 (1) 見直し理由として挙げられている、いわゆる5つの課題について、答申を踏まえて改めて整理したものでございます。まず1つ目の老朽化への対応については、3園を今後も活用するためには、長寿命化改修工事などの大規模な工事が必要であるということです。2番目、保育定員の適正化、こちらについても、市立保育園、民間保育園問わず、市内全体で保育定員の適正化が必要である、こちら答申で求められたところでございます。3番目、保育サービスの拡充に向けた予算と人員の確保についてですが、こちらについては、各園において、新たな役割に対応するための十分なスペースの確保と職員の配置が必要である。また、欠員対応も必要であるということでもあります。4つ目、公立保育園の公費負担についてですが、こちらは補助金等を活用するということでもありますけれども、一方で、3ページ、方針(案)の4の一番最後に書いてありますが、市の努力のみでは大きな変化が望めないというのが実情であるという認識もあるところです。5番目の自治体経営の観点です。こちらについては、依然として厳しい財政状況にあるということ踏まえなければならない、それが求められていることになって参ります。

4ページをご覧ください。こちら市立保育園の役割として、4つの役割、そして期待される機能を定めたものでございます。こちらは、答申のとおりとなっています。具体的にどう取り組んでいくかということは、この後の10ページのところでまた説明させていただきます。こうした4つの役割を実施するために、どのような対応が必要かということで、まず1つ目が、定員の見直しということになって参ります。5ページの表の方をご覧くださいなのですが、まず各園に通常の保育室とは別に、新たな役割に対応するために、十分な内部スペースが必要である。そのためには、スペースを生み出すための、適正な減員が必要になってくるという考えです。わかたけ保育園、小金保育園、けやき保育園につきまして、3、4、5歳児のクラスを現在の3クラスから2クラスに変更して、1部屋を生み出していく。3その上で、3歳児の定員に合わせて2歳児、1歳児0歳児についても、人数を減員する必要があるというところでもあります。また、4ページの下2行にありますが、小金保育園では、現在、年齢別保育を実施しておりますので、こちらの方、令和11年度から異年齢保育へ保育内容を変更するということが必要であると考えています。

5ページの下の方をご覧ください。園数(配置)の検討についての説明です。5園体

制や4園体制では、新たな役割の実現に必要な職員配置を行いつつ、すべての学年（0から5歳児クラス）で保育を行うためには、現在の方針以上の職員の配置が必要になると考えているということです。

1枚めくって、6ページの方をご覧ください。建物の関係でも、冒頭申し上げました大規模な工事が必要だという状態であるということを記載しております。答申は2園体制では、市立保育園の役割を十分に果たすことは困難であるという指摘がされております。その上で、地域ブロックのバランスがとれた配置が必要であるとされているところです。そして子育て支援拠点を行う児童館等も含めて、バランスを考えたのが、6ページ、7ページの地図になります。

6ページ、保育園だけで徒歩子連れで15分以内で行けるというところで1キロで線を引いてみると、このような形で空白地域も結構あるというところですが、児童館を含めて考えていくと、市の、かなりのエリアがカバーできると考えています。さくら保育園の位置、それからけやき保育園とくりのみ保育園で重なる部分が大きいたるところを含めまして、7ページの2行目からになりますが、答申で示された各園間の連携や地域ブロックとしての均衡バランスを十分確保することができると考え、わかたけ保育園、小金保育園、けやき保育園の3園体制を採用することが最適であると、総合的に判断したものです。

くりのみ保育園においては、令和9年度末で閉園とし、さくら保育園は令和7年度に在籍している児童の学年が卒園するまでは維持するということとなりますので、令和10年度末での閉園となります。

さくら保育園につきましては、現在、2歳児が1人在籍していることを考慮いたしまして、令和7年度中に2歳児クラスの定員を12名と定めていくということを考えております。

1枚めくって8ページの表をご覧ください。さくら保育園の令和7年10月の2歳児の定員が12人となっているのはそういうことです。定員を12人に、条例改正に合わせて増やし、保育士の採用ができることが必要ですが、保育士の採用でき次第、募集をするということを考えてるということでございます。

8ページの(3)運営体制の方をご覧ください。こちらについては、ポイントとしては、通常の保育業務については、市基準の職員配置を堅持するということ。それから新たな4つの役割に対応する職員を配置するということ、そして欠員対応を検討して実施してい

くということでございます。

その次、8ページの下の4。市立保育園の在り方の策定に伴う対応としてあげているところについてご説明します。まずは、在園児及び保護者への対応です。アからオまでの5点挙げさせていただいておりますが、まずアとしては、転園の際の入所指数においての優遇措置を実施するという事です。イとしては、他の方で申し上げておりますが安定的な職員体制を維持するという事です。ウは現在も行っている心理相談を閉園まで継続するという事です。エとオのところでは丁寧な対応を行うことと、公立保育園運営協議会等において取組の説明をしていくということでございます。

(2) の施設管理と跡地利用については、閉園となる施設も含めて、必要な修繕、維持管理を実施していくということ。そして下から最後の2行になりますが、閉園後の跡地については、本市の子どものために活用してきたというその経過を踏まえて、将来を見据えて活用を検討するというように考えております。この辺は、現在の方針と同様の内容となります。

(3) ICTの環境の整備です。こちらは在り方検討委員会でも繰り返し指摘を受けていた部分です。そして登降園管理システムの機能を有効活用していくこと。環境整備を進めて情報共有の迅速化、安全管理の運用の効率化を図ること。それによって保護者の利便性を向上させるだけでなく、職員の負担軽減も実現していくことを進めて参ります。

10ページの方をご覧ください。こちらは4つの役割を具体的にどのように果たしていくかという部分でございます。真ん中の表のところをご覧くださいなのですが、1つ目の地域連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割といたしましては、民間保育施設との連携というのを、3つのブロック、わかたけ保育園、小金保育園、けやき保育園のブロックで進めて参ります。こちら、民間保育園と、どのような連携を作っていくことが良いかということをお話し合っていくことが大事だと思っておりますが、その上で合同研修の実施や学び合いの仕組みづくりといったことを進めていくことを考えております。

役割の2つ目、難度の高い保育を率先して担う役割についてです。こちらは民間保育園長会からも、公立保育園に期待することとして要望されており、また在り方検討委員会の方でもその要望を受けて公立保育園の役割であるということを提言されているものと受けとめております。配慮を要する子どもの保育については10ページの下をご覧ください。

いただきたいのですが、受入年齢制限を撤廃することと受け入れ枠を現在11人、現方針では12人としているところですが、18人と踏み込んで実施していきたいと考えています。そのための職員体制を確保するということです。2番目の役割の下の方、医療的ケア児の保育につきましては、けやき保育園を基幹園として、より難度の高い保育を率先して行うという体制を作っていきたいと考えています。このためには、看護師というか、その体制を確保することと、それから電源を要する施設設備が必要だということもありますので、比較的新しい施設で、その辺がしっかりしているけやき保育園でということを考えて次第です。

3つ目の役割である市立保育園の機能をいかして在宅子育て家庭を支援する役割については、地域の子育ての支援につきましては引き続き、わかたけ保育園、小金保育園、けやき保育園で進めていく。児童館との連携とかもあります。こちらのほうも引き続き進めていくということ。その上で民間保育園の方からも要望があり、またそれを踏まえて在り方検討委員会の答申の方でも公立保育園で行うべきとされたことも誰でも通園制度の実施について実施を考えているということ。くりのみ保育園、さくら保育園でまず実施し、その上でわかたけ保育園、小金保育園での定員の見直しによりスペースが生み出されたタイミングでわかたけ保育園、小金保育園で始めていくということを考えています。けやき保育園につきましては、先ほど申し上げましたとおり、医療的ケア児の保育というものを基幹的な部分を担いますので、子ども誰でも通園制度の実施は考えておりません。

最後、4つ目にあたる緊急時に地域の子どもと保育を守る役割につきましては、引き続き随時実施をしていきたいと考えているものです。

11ページ(2)の方をご覧ください。指導検査体制等の整備についてです。こちらについては現在の方針には書かれていないところでもありますけれども在り方検討委員会の答申の方でもこの間の経過等も踏まえまして提言されているものでございまして、3年に1回は指導検査を市の方で単独で実施できるような、正確には都の合同検査と市の検査を合わせて、3年に1回はできるような体制を整備する必要があります。そのために専門性を確保し、必要な部分については業務委託も検討するというを進めて参ります。そして、今現方針に書かれている巡回支援の仕組みについても併せて検討していきたい。こちら検討していくというのは、民間保育園との連携という部分に関わっていますので、市の方で一方的にこうするというのではなく、話し合っってよりよい良い在り方を仕組

として作っていく必要があるというものでございます。

最後に12ページ以降に条例案を載せさせていただきました。こちら、方針（案）のパブリックコメント実施時に、条例案も掲載することで、合わせてご意見をいただけるようにしているものでございます。令和7年第3回定例会に条例案として提出をして、10月1日付で施行するというを考えているものでございます。雑駁になりますが、方針（案）の説明としては以上になります。

○黒澤保育課長 それでは質疑応答に入ります。ここから質疑応答の時間を取りたいと思います。時間については、会場の都合もありますので、最大21時までとさせていただきます。発言に際しては、お名前は言っていたかなくて結構です。ご質問がある方は挙手をお願いします。

○参加者 その前に、9時じゃ絶対終わらないですよ、どう考えても。

○参加者 10時まで使えるじゃん、ここは。

○参加者 そう。何で9時というふうに、いきなりそういう、ここで言うんですか。

○参加者 撤収なんかすぐできるでしょう、そんなの、ゆっくりできる。

○白井市長 撤収に間に合うように、そこまではやらせていただきます。

○参加者 撤収時間、分かんないじゃないですか、そんなの分かんないじゃないですか。

○参加者 質問のところで、けやき、小金井、わかたけは残す案なんですけども、施設の維持管理ということで、可能な限りの維持をしていくということで、見ると、わかたけはもう50年以上、小金井も40年以上たっているんですけども、これに対する維持、要は修繕出すとかというのが出てくると思うんですけども、どこかで多分、建て替えというのは必要になってくると思うんですけども、それに関しては、予算はあるという理解でいいんですか。

○堤子ども家庭部長 ご質問ありがとうございます。結論から言うと、予算を確保してしっかりやっていくというものであります。その上で、難しいところがあるのは、建て替えの費用とかをどう算出するかという部分です。市の基本的な方針は、今、長寿命化になっております。

そうすると、長寿命化に耐えられるかの診断をして、その上で長寿命化に耐えられるのであれば長寿命化の工事、長寿命化に耐えられないのであれば建て替えるという形でいく。いずれにせよ、3園体制をしっかりやるために、施設へ手は入れるというところを、財政上の難しいところはありますが、内部で議論し、市長にも決断をいただいてこ

の方針としたというところでございます。

○黒澤保育課長 ほかにご質問ある方はお願いいたします。

○参加者 ざっくりお聞きしていると、要するにお金がないから保育、市の保育体制を縮小するということだと思います、ということをおっしゃっているんだと思うんですけど、その一方で、僕は町を歩いていると、非常に小さな保育園、民間の保育園がたくさんできていますけれど、このアンバランスをどうお考えになっているのかということ、市としてその保育に対する体制をどういうふう考えるのか。

つまり、その予算をどうやって取っていくのか、その辺の方針をお聞きしたいと思っているんですけども。

○堤子ども家庭部長 ご質問ありがとうございます。まず、市内の保育園というところではありますが、子どもの数は小金井ではすぐには大きく減らないと考えております。ただ、もう大きく増えていくということもないので、現在の保育園数を維持していく、これ以上増やすことではないという考え方に立っています。

その上で申し上げますと、現在でも市内の保育園児で言えば、8割が民間保育園に通っております。その公立保育園と民間園、双方のいい関係の中で、保育の質を維持向上させていく必要があると考えているところです。

また、その中で国、市長会、それから子ども家庭部長会でも、保育のための経費の充実ということは、東京都、そしてその先の国等にも訴えているところでもあります。そういう意味で、財源確保の取り組みは行いつつ、その一方では、先ほどもご説明させていただきましており、市の単独の努力だけでは大きな改善は見込めないというところはあろうかと思っています。

そういう意味では、子どもが少しずつですが減ってく中でも、現在の保育園の体制の中で、どう保育の質を高めていくかという考え方をしていく必要があると考えているというのが、抽象的なお答えかなと思いますが、基本的な考え方であります。

○参加者 先ほどから、8割のお子さんは民間の保育園であると。先ほどの方が、じゃあ公民のバランスというか、適正化というか、どうなんだという話のところ、一つ、何かざくっとした話をされているんですけども、現在、公立が、廃園されそうになっている園も含めて5園ですよね。5園で今、0、1、2を入れないようになっているので、総定員数、公立園の総定員数というのが、現状、出ますよね。

それで、民間園が44園。大きい小さいありますけど。

○堤子ども家庭部長 39園。44園は公立も入れての園です。

○参加者 ごめんなさい、3園減っていませんか、もっとあったよね。認可の民間の保育園が39、市立園が5、ほかにもあるんじゃない、少なくない、これ。

○堤子ども家庭部長 特定地域とか認証保育所があります。

○参加者 うん、そういうのも入っていますか、全部。

○堤子ども家庭部長 今、申し上げたのは認可保育園の数です。

○参加者 ですよ。でも、どうも少ないなと思って。小金井の保育を考える場合に、認証保育所もあれば、保育ママというの、昔でいう、そういうのとか、今、特定地域と言われていたような、うんと小規模で、だけども国が認可しているよという、そうやって新しい制度が導入されて以降、昔の人間にとってみれば分りにくい状況にはなっていますよね。

　　だけど、本来は小金井市の保育の質の向上云々、あるいは子どもの育ちをよく保証するというか、そういうことというのは、保育ママであろうが、地域型だっけ、小規模のところであろうが、認証であろうが、全ての子どもですよ。

　　ちょっと昨日も、えっ、少ないなと思って、ちょっと手元に資料がなかったんだけど、本当に少ないところ、小さいところ、そういうところへの配慮がなさ過ぎ。

　　子どもは一人一人の条件の中で、子どもはあそこがいいとか、こっちの園に行きたいといってもなかなか、親の都合でいろんな園に行っているんだけど、本来子どもが一人一人、本当に大事にされてよかったねと、小金井いいだろといと育ていってほしいはずのことが、この間のこの性急な提示も含めて、ごっそりとそういう少ない、少数派といますか、少ないところ、少ない規模のところ、そういうところで育てているお子さんでも、市内の子どもですよ。それに対する配慮というのがないところで、医療ケア児をやるんだと。それで、あるいは障がい児枠を増やすんだというね、なんか空々しい話をしていませんか。

　　だからもう一度、小金井市はもう一度真っさらにして、本当に子どもの権利条例のあるちゃんとした市だよということで、保育を一からもう一遍立て直してください。これ、本当にごまかしです。民間に8割はお願いしていると。それはその数字をどこかで区切ればそうかもしれないけど、じゃあ認証保育士を、保育ママ、それから地域型の小さい何かありますよね。それを含めたところの適正な定員というのは何なのかも含めて、でも全てが公のお金が入っていますよね。膨大なお金が入っていますよ、今、本当に昔に

比べたら考えられないほど。

入れても入れても、子どもの状況はよくなる。保護者も満足感が低い。こういう政策をずっと国が打ってきている。それに追従して、小金井市もこのていたらく。お願いだから、もう一度、そうやって少ない人、少数派というか、そこまで目配りしたような保育の案をつくってくださいよ。

こんなの冗談じゃない、というふうなことを前提にして、私としては、この案を提示するのであれば、今言ったように、私が言ったように、保育ママ、それから地域型の小さいところで、本当は幼稚園も、誰でも通園制度をやっているわけだから、そうでしょう。本来ならば、少ないけれども、公のお金が入っていますよね。もちろん、市に限らないから広域でやっているシステムだとは思いますが、そういうところをないがしろにして、子どもの育ちに関して、こうやって在り検でやったのこういって、国がこう言っているから、医療ケア児をやる。とんでもないというふうに、私は思います。

本当にここに来ている市民の方も、子どもの現場をやっている方も、本当にかっかりしている。なので、もう一度真っさらにして、それこそこの案を更地にしてください。もう一度子どもたち、本当に喜んで育っていけるような小金井市を、一緒につくっていきましょうよ、というふうなのが提案で、なので数字的に、これは私としては納得できない。この案を提示するところで、非常に欠落している部分が多過ぎます。もう一度、市全体の保育の質の向上というんだったら、保育ママ、地域型のちっちゃいやつ、ちっちゃいやつと言ってごめんね、それから認証保育所、あるいは幼稚園、全部、子どもがいる全部の現場の状況を、全部データとして出してください。

そうじゃないと、療育がどうのって、しゃらくさいですよ。自分たちの都合のいいように、数字とか図を使わないでください。子どもは一人一人、一生懸命生きているんだから。ぐだぐだしているうちに、子どもはどんどん育っていくわけですよ。なので、お願いだから、今言ったように、全部の市の子どもがいる現場の数字を出してください。

それで、適正化と言われている70人にしていく。たったの5園から3園にして、しかもその残った3園を70人ずつにしていく。私は別に多くなくていいですよ。でも、恐らく公立園の保護者の方はびっくりしていると思いますよ、何でと。しかもそれは、何のためにというのは、それはもう、適正化ですと。医療ケア児、やらなきゃいけないし、いろんなことやらなきゃいけないから、スペースを確保するために増築とか改築で

きないから、それでやるんですと言われたら、本当に子どもが大事にされているのか、保育士が大事にされているのかというふうに思いませんか。普通、思うと思うんですよ。

だから、こうやって幾ら数字を示されても、小金井市が本当に子どもにとって、いい行政をしようかというふうに、しようと思っているというふうには思えないんです。

なので、何度でも説明会を開いてください。1人でも市民の方から、これはおかしいと納得できないという、それに対してきちっと答えてください。それは、口うるさい市民が何かを言っているんじゃないんですよ。児童福祉施設なんですよ、子どもの。何で子どもの児童福祉施設だというさく言うのかは、児童福祉法ができたのは、戦争で負けたからなんです。敗戦をもって、子どもの非常に劣悪な状況を何とかしようと思ってできた法律だからです。

これはもう、絶対死守する。戦争が起こっている世界だからそういうことを言うんですよ。分からないんですか、あなたたちは。行政はそういう視点で物事をやってください、お願いだから。

ということで、非常に不十分な数字に対して、幾つかこの時間、私がずっとしゃべっちゃうと終わっちゃうんで、幾つか後から、この数字を出してください。これを考えたいのということ、私としては個人的に、市長への手紙等々、要望書等々で出していきたいと思います。それに応えていただくような形で、もっと市民の方に、大変なことが起きていることを考えていただきたい。

いいですか。基礎自治体は、命と暮らしの現場なんですよ。そのために私たちは税金を払って、皆さんにいい仕事をしよう、していただくこうと思って、非常に苦しいところから税金を払っているんですよ。分かりますか。

なので、私としてはもうこれでやめますけど、その幾つかの数字に関しての、考えたいから、この案の是非に関して出していきたいと思うし、それに基づいてちゃんと説明を重ねて行ってほしいと思います。それは意見と要望の両方です。

あと一つ、質問です。昨日言った質問の続きです。答えていただけていないので、堤さんのほうにもう一度お答えいただきたいのは、基本的に専決処分で作られた今の条例、今というか、条例は有効であると考えて、行政執行してきたと。それで、だからこそ、さくらとくりのみのお子さんの0、1、2ですよ、今。今度3歳になりますよね、入所事務というか募集をしないできたということですよ。そうですね。

○堤子ども家庭部長 条例に基づいて実施しています。

○参加者           そうですね。2024年2月22日、東京地裁で判決が下って、3月4日の市長の報告というかそのときに、控訴しないからという確定した東京地裁の判決に伴った行政の執行を理解、裁判の判決に基づく理解というか、解釈の下、廃園条例と言われているものは有効であるということで執行してきたということですよね。分かりました。条例は生きていますと、今皆さん、検索されれば、法令集に載っていますから、それがかつて、前市長が専決処分した。皆さんも分からないから、一応、説明してから。それに載っていますから。

          その条例が有効だという判断の下にやっていることで、じゃあ、さくらの、原告のお子さん1人を入所させましたよね。入所してもらいましたよね。それは、何という市の条例に基づいて、そういう判断をされて執行されたのか。それは誰が、理事者とかありますよね、庁議とか。どこで決められて、事実的にその1人の専決処分は無効だよ、廃園条例は無効だよと言われた、そのものを適用しないで、どういう条例で行政執行をされているのか、それだけちゃんと、判断プロセスというか、もう既に大きくなってお子さんも育ってはいるんですが、そこに入っていらっしゃるんですが、条例とかそういうので全部、小金井市というか地方自治体は動くんですよね。ルールですよ。どのルールを適用されて、そのお子さんを1人だけ入れるということをされたのか、その根拠をお答えください。ごめんなさい、長くて。

○堤子ども家庭部長   質問は最後の部分だと思いますが、少しだけその前の部分をご説明させていただきます。

          44園と申し上げているのは、確かに認可保育園のことです。ただ、市全体では「のびゆくこどもプラン」といいますが、その中で定義している法定18事業の中の一つでありまして、この保育というのがどれぐらいの数になるのかというのを、特定教育保育施設、地域型保育事業、認可外保育施設という形で、その認可外の施設も含めて需要を見て考えているところです。特に小金井において、かつて待機児が多かった中で、小さい保育所が子どもたちを引き受けて守って来てくださったと思っています。それについて、市としても支援や補助を行っているところです。もちろん、課題は大きくて、ご要望もいただいているところではありますが、まず、全体としてその数字も含めて、市はこの3月に改定しましたが、「のびゆくこどもプラン」で保育のことを見ていって、その上で認可外保育施設に対する補助等を行っているということは、ご理解いただきたいと思います。その上で、この新たな方針案というのは、この公立保育園についてがメ

インですが、そのほか、民間の認可保育園との関係も含めて考えたものだということがあります。

ご質問の今の条例、原告のお子さんがさくら保育園に入れているのは、条例等の関係ではどうかということでございます。こちらは、判決の主文、判決の効力がある部分において、原告のお子さんが入園の申請をされました。それに対して入園できないという決定を市はしたわけですが、この処分は無効であるとされたところであります。それは直接的に効力の及ぶ部分であるので、その判決に基づいて、入園の手続をし直し、入園できるという決定に至ったというものでありますので、その入園の再決定の手続の中で決定したとお答えします。

条例として、別に条例があるわけではないですが、今の条例に基づく中で判決を受けて、そこは入園の決定をしているというところですよ。

○参加者 ちょっと理解を超えて、でもこれ以上突きませんけども。前は二つの条例があるというふうにおっしゃっていましたよね。まだ混乱している。

○堤子ども家庭部長 そうは言っていません。

○参加者 言っていたじゃない、言っていた、言っていた。

○堤子ども家庭部長 二つの条例があると主張された議員の方はいらっしゃいますけど、判決を受けて対応したものです。

○参加者 いやいや、言っていたじゃない、先。違う、そういうふうに整理したんでしょう。最初、二つあると言ったよ。本当に、直後は。じゃあ、議事録見てよ。それちょっと、議事録ございますか。押し問答みたいに。

○黒澤保育課長 ほかにご質問、ございますでしょうか。

○参加者 質問ということではないんですけども、今の原告、裁判で判決が出ましたよね。1人のお子さんが原告だったお子さんの、原告のお子さんが入園が決まったという形ですと続いているんですけども、それを聞いたときに、ほとんどの人が、原告として名前を出されたあのお母さんは、原告として出たのは1人だけですけども、その裏に名前を出せない、裁判にはできない人たちを背負っていたんですよ。というふうに、私は。というか、私だけじゃなくて、そう思っていたと思うんですけども、そういう思いというのは、市のほうとしては全くなかったんですか。

ちょっと、今回の公立保育園のあれだから、ちょっと聞くのも変かなと思ったんですけど、今、お話が出たので、ちょっとその辺は前から聞いてみたいなと思っていたんで

すけど。原告です。原告がそういう、原告のお子さんだけに出たけれども、原告で裁判戦った方というのは、本当に保育園の廃園問題について、とても憤りもあるし、悲しみもあり、そういう親御さんたちの声を集約されて出てきているというふうには私は思っていたので、まさか1人しか入れないなんていうふうには考えられませんでした。

それについてはどんなふう。やはり、しゃくし定規に裁判の結果がこうだったからという解釈なんですか。やっぱり原告の裏にある声というのは、何も感じられなかったんでしょうか。

○堤子ども家庭部長 まず、原告の方が、自分の子どものことだけではなくて、裁判を戦われたということ、それを望んでいるということは、度々市のほうにもおっしゃっていますので、そしてお考えだということは、こちらも認識しているところです。

その上で、市の考えということになりますけれども、裁判の判決は主文と主文以外に述べられている専決処分は違法、無効という考えの部分の二つで成り立っていますが、市のほうとしては、直接効力があるのは主文であって、ですので原告のお子さんに対しては直ちに対応しなければいけないが、ほかの部分については直ちに法的義務が及ぶわけではないので、条例を改正する上での対応になると考えているところです。

○参加者 もうそれはそういう動きで動かれたんですけども、非常に冷たい。どうして、その原告の方が裁判まで持ってきたのかというね。そういう方たちの気持ちを分かってくれないのかなと思いました。今もやっぱり、クエスチョンのままずっと来ていたんですけども、それがまた今回で、その子の様子が、いろんな事情の中で1人しかいなかったのを12人クラスにして、年度の途中だけども、もうそこ廃園になる保育園で、そのクラスが最後の最終年ですよ。最終年の子どもたち、どのくらい保育園入園希望があると思われませんか。

○堤子ども家庭部長 結局、その入園希望がどれぐらいあるのか、募集を出しても、入所を希望されるお子さんがいないのではないかとということも心配はあります。

○参加者 いないことはないと思いますけれども、そういう、だから、1人のままにするよりはまだましかなとは思ってはいるけれども、そして廃園のあれが、そのために1年延ばしたというのは、それはそれでいいと思うんだけど、何で、その2年前にそれをやらなかったのかと。

○堤子ども家庭部長 まず、最初の問いにつきまして、入らなかつたらどうするのかというご質問ですが、我々としては、12人が埋まるかということ、それは苦しいかもしれないと思います

が、入園を希望されるお子さんはいると思っ

○参加者 ゼロということはないと思います。

○堤子ども家庭部長 そこで複数にして、よりよい保育をと考えているところで、それも年度内に実現したいと考えているところです。その上で、2年前になぜできなかったというご質問ですが、私どもとしては、このことに関しては条例を改正することが必要であると考えていまして、条例を改正するためには、在り方を検討した上で対応が必要であるということです。市長としてもそういうお考えで、それをできるだけ早く実現するために、在り方検討委員会では本当に多大なご尽力をいただいたき、ご議論いただいて、答申をいただき、今回このような方針案と条例案としてまとめようとしているところですね。

2年前では、直ちに条例を出すことはできなかったということになります。

○参加者 経過としては。思いとしてはちょっといろいろありますけど、この在り方検討委員会の討議の、在り方検討委員会のことまでは熟知していないんですけども、在り方検討委員会の中でも、それについて討議がされていたのですか。

ちょっとこれを読んだときに、私が読んだ資料には、そこまでちょっと分かんなかったんですけども入っていたんですか。

○堤子ども家庭部長 議論というか考え方はあったところですよ。判決を含めたことを議論すべきだと主張された方もいらっしゃいました。

ただ一方で、委員長をはじめとして、諮問事項とは違うことだからというご意見もありました。諮問は役割と在り方についてですので、判決についての議論を行うのはどうなのかと。ただ、その中でも、委員長からも、原告のお子さんがこのままでいいとは考えられない。市としてしっかり対応することは当然であるというご意見もいただいておりまして、今回の方針を定めるに当たっても、原告のお子さんのクラスの対応というところは、併せて方針の中で対応していく必要があると考えたものであります。

○参加者 この答申の中にそれが入っているんですね。ちょっと私、見過ごしちゃっていたんですけど、分かりました。在り方検討委員会の答申の中に入っていたわけですか、分かりました、もう一回読んでみます。

○参加者 ないです。

○参加者 ないですよ。ちょっと気がつきませんでした。

○参加者 あるならどこにあるか言ってくださいよ、そんなの。どこにある。

○参加者 どこにあったのかが。ちょっとばばっと読んだ。私が読んだのは、これ、全部が入っ

ていないようなデータだったんだけど、書いてあるのかな。

○堤子ども家庭部長 答申の15ページ、真ん中辺に丸が並んでいます。(3)最後にとありますが、全部で七つ並んでいる丸の一番最後のところ、短いのですが、これが在園児の児童について対応を求めるといふふうにされた部分でございます。

○参加者 ありがとうございます。

○黒澤保育課長 ほかありますか。では、先に手を挙げられた方、お願いします。

○参加者 ちょっと不思議というのか、おかしいんですけども、原告の子、1人だけしか今、入っていないんですね、クラスに1人ですね。さっきのお話だと、その募集、1人だけじゃなくて募集をすとかというお話だったんですが、それちょっとおかしいんじゃないですか。もっと早くに、何か1人だけ。皆さんも考えてみると思う、職員の方も、何か1人だけタコ部屋に追い込まれているような感じというか、感じじゃないですか。

それでも、1人だけを入れるという、募集するとき、もう今まで一緒だった子たちが誰もいないというのはすごく不思議というのか、子どもの成長にとっても、皆さんの仕事の中で1人だけ何か部屋に隔離されているというような感じを受けませんか。子どもであっても人権もあるし、人格もあるんですね。それをこう、ただ1人だけその判決出されたから、裁判でね。それで済ます、1人だけ入れればいいというような、そういうのをちょっと感じているんです。

それとあと、建て替えの件なんですけれども、建て替えのために廃園にするというのは、もともとからしておかしいんじゃないですか。普通、建物を建てる時に、こういう鉄骨だったら大体耐久年度が65年とか、80年とかというのがあると思うんですが、木造建築とか保育園なんかだと、改修というものもあると思うんですよ。それ改修とかとしないで、もう即廃園というふうにしていくのも、ちょっと庭が狭くなってちょっときついかもしれないけどプレハブでとかというようなことで、建て替えるというようなことも、代案として考えられるんじゃないかなと思うんです。いきなりもう、ちょっとあれしたら、もう雨漏りするからとかなんとか、だからといって廃園というのもおかしいし、140名のところの小金井市の子どもの成長というのか、総人数でやっつけば、140人いるところを70人に減らしてというので、徐々に廃園にしていくというとか。何か頭の、もう皆さん廃園ありきで市の職員の人たちは、それで取り組んでいるということ自体も、おかしいというふうに、素人がいうのも変なんですけど、私なんかは考えるんですね。

だから、その1人だけというあれも、皆さん、裁判でお母さんたちの陳述を、涙ながらのあれを、本当に録音して、皆さんに動画に撮って、本当に職員の方たちに見せたいなど思うぐらいの切実な陳述をしているんですよね。そういう中で、もう頭から、廃園ありきで考えていくということ自体が、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思います。

○堤子ども家庭部長 私の説明が悪かったかもしれませんが、原告のお子さんについて、同学年、その年齢の子が1人であるということは申し上げていますが、保育としてはその子を1人で預かっているわけではなく、ほかの年齢の子と一緒に保育を行っています。

○参加者 異年齢だけじゃなくて、やっぱり同年齢の、このなんと言うんだろう、培われるものというのは、私たちには計り知れない。もう日々、子どもは成長しているので、その辺のところは分かるんですけども、何か1人だけねという。その異年齢をしているからいいというような、そういう捉え方ではいけないんじゃないかなと思うんです。

○参加者 今、異年齢じゃないと思いますけど。

○堤子ども家庭部長 その部分、今回の方針に合わせてクラスをきちんと作って、募集をしていきたいと考えているものであります。原告の方からも、同じ年齢の子どもがいないことに対して、育っていく上においてどうなんだというところでは、もちろんご意見をいただいておりますので、今回方針、そして条例案を定めるに当たっては、そこをよくしたいと考えているものであります。

○参加者 異年齢保育をしているからいいという。

○白井市長 大変申し訳ありません。この件について、いろいろご指摘、ご意見いただいております。我々も、今の状態がいいとは当然思っておりません。なので、できるだけ早く条例を改正するために、その在り方の検討をお願いをして、今回この方針を定め、条例改正に向けて動いているところでございます。決して、今の状態がいいと思っているわけではないということだけは、改めて申し上げます。

その次に、建て替えのために廃園するのはおかしいのではないかというご意見、ご質問をいただいております。分かりにくいかもしれませんが、先ほど冒頭で、部長が説明したように、2ページ目の方針の策定と位置づけというところを説明させていただきました。施設の老朽化は当然あります。それも事実です。そのほかに3ページのところから課題をあげていますが、保育定員の適正化ということ、もしくはサービス拡充に向けた予算と人員を確保するという、そして公立保育園の公費負担、あと自治体経営の

視点と、こういう課題に対して、我々としてどう解決していけるかということが一つです。

もう一つは、今回、先ほど部長のほうから、現状、保育園に通われている8割のお子さんは民間保育園で見られている現状があるというお話をしました。かつて、待機児童が非常に多かった時代に、やはり待機児童を解消しようということで、民間の保育園を誘致いたしまして、認可保育園含め、多数保育園を増やしてきたところです。

公立保育園は公立保育園として、日々、どういう保育をやっているのかということも含めて、しっかり公立保育園としての責任を持ってやらせていただいています。ここで課題となってきたと、私自身、市議会議員のときから感じているのは、民間保育園とのかかわりについてです。この間、これは小金井だけではなく全国的な社会問題とも言えますが、量の拡充に重きを置いてきたがために、保育の質というものに対する認識、取組というものがおざなりになってきたのではないかと思います。これはご指摘も受けていますし、私も市議会議員のときからそういうことを感じて、そういう訴えをしてきたところでもありました。

ただ、民間保育園は、まず国の保育所保育指針に基づいて保育をやっていただいている、それぞれの民間保育園の理念に基づいて、その特徴も含めて、しっかり子どもを見ていただいているという前提ではありながらも、実際に、昨今市内でも、置き去りの事故があったということを含めて、いろいろなことがやはり起こるわけです。

この、民間保育園との関わりというところは、これまで小金井市、行政としては課題でありました。それをどうしていくかということも含めて、先ほど言いましたように、8割のお子さんは民間保育園で預かっていただいています。その保育の質の維持、向上について、すみません、民間が何か駄目とか悪いという話ではありません。民間保育園の保育についても、行政としてはこれまで以上に関わりを持って、責任を持つべきだと、私はずっと考えていました。小金井市には先ほど申し上げました五つの課題というものがありますし、民間保育園との関わり、市全体の保育の質の維持向上のために、限られた財源もそうです、施設の老朽化もそうです、人員の確保もそうです、どのように有効活用して、今言ったことを解消していくかということ、我々は考えなければならぬということを踏まえ、在り方検討委員会で公立保育園の在り方を検討いただき、その答申をいただいた上で、今回この方針を作成させていただきました。

施設の老朽化、要するに建て替えのためにということについて、それも一つの要素で

はありますが、そのためだけにやっているわけではないということは、改めて申し上げておきます。

○黒澤保育課長 ほかにご質問がある方、お願いします。

○参加者 小金井市立保育園の在り方に関する方針案の市長の策定に当たっての文章の半分から下のところなんですけど、本方針の策定に当たっては、いただいた答申の内容を尊重することを第一の前提としとか、答申の趣旨を最大限尊重しと書いてあります。私、在り方検討会も何度か傍聴をしたり、この答申を読んでみても、3園にすることが最良みたいな答申にはなっていないというふうに読み取っております。なので、この最大限に尊重しているとか、いただいた答申の内容を尊重しているというような表現は、まず、在り方検討委員会で3園がベストみたいな答申が出されたというふうにミスリードすることになると思うので、その表現はやめていただきたいと思います。

質問としては、私は廃園することに反対の立場ではあるんですけども、賛成の立場の人からすると、5園を3園にするんだね、小金井市財政厳しいからそうなんだろうねというふうに受け取られると思うんですけども、じゃあ、幾ら得するのかというところを賛成の立場の人でも知りたいんじゃないかと思いますので、3園にすることで、幾ら得するのかというのを、その分、小金井市の財政がよくなって、ほかのサービスが拡充されるとかそういう計画がないとおかしいと思うので、幾ら得するかというのを賛成をしたい人に向けて伝えてほしいです。以上です。

○白井市長 最初のご発言は質問ではなく、ご意見だったと思いますが、答申の内容をミスリードするのではないかというご意見でした。こちらについては受け止めさせていただきます。

○堤子ども家庭部長 3園にすると幾ら得するのか、というご質問です。現在の保育業務の総合的な見直し方針で言えば、財政効果というところに当たるものです。こちらについては、今回の方針では、こちらで何かを浮かして、ほかの、例えば福祉の部分とかに回すという意味の財政効果を生み出すという考えは持っていないということになります。何よりも新たな役割を果たすための方針、考え方であって、そういう意味で財政効果が何億円というような方針ではないということになります。

○黒澤保育課長 先に挙げてらっしゃった方、お願いします。

○参加者 私は、賛成とか反対とかというために質問するのではなくて、市の考え方をきちんとまずは伺っておきたいという意味で、質問させていただきます。この市立保育園の役割というところが、今回の市の考え方ではっきりと出てきたということと、この四つの役

割をきちんと果たすことで、小金井の子どもたちの育ちを守っていく、子どもたちの保育環境をさらによりよく、よいものにしていくというその考えで、この今回、新しい方針が出てきたんだというふうに受け取っているんですけども、それでよろしいかということも一つ伺っておきたいとは思っています。

そうするためには、職員体制をどのように考えておられるのかということが、お聞きしたいことの柱です。この地域の連携、保育の質の維持向上、そういったこともありますが、今回は難度の高い保育を率先して担う役割に取り組むということで、そのためには職員体制は当然、充実させなければいけないということでもありますよね。ここがちょっとまだよく、数的には、ボリューム的には見えていないかなと思っています。

現状の保育者数からどういうふうに変っていくのか。今回出てきた考え方では、子どもの数は減るわけですよね。そうすると普通に考えれば、職員の数も減らしていくのかなというふうには思いますが、しかし、考え方の中には、保育定員を減員しても、さらに役割を果たしていくためには、前方針の職員数以上の職員配置が必要となるという課題がありますというふうに出ています。ということは、これはまだ課題ということ、きちんとここで増やしていくんだという考えには至っていないということなんでしょうか。

ここで、子どもたちのより難度の高い保育を市立保育園が率先して担うんだというふうに、民間の保育園ができないことを市立保育園が、公立保育園が、だからこそやっていくんだというその決意が、表れがあるとすれば、当然、体制を充実させていくということが大きな方針の柱となるのではないかなというふうに考えるところですので、これがどこから読み取ったらいいのかというところが、ちょっと私の理解不足かもしれませんが、そこについて伺っておきたい。

5園から3園となり、さらに定員数も減るわけですから、そうすると、そういう中で職員総数をどう考えていくのか。減るのか、減らすということが目的の一つになっているのか、そうではなくて逆に増えていくこともあり得るというぐらいの勢いがあるのかどうか。だって、緊急時に地域の子どもと保育を守るということもあるわけで、これはもう、このスケジュールを見ると、令和8年度から、もう柱、この矢印が出ますから、全ての保育園でこれをやっていくのか。全ての子どもが対象になるわけですよね、地域の子どもも全て、災害が起きたら預かるんだとかね、ほかの出張して出向いていって、出張保育もするんだということが書いてあるわけですけど、それを実現、実

施させるためには、可能とする体制を取るためには、職員数をどう考えるのか、会計年度だけではなく、正規職員も増やしていくのかという辺りを伺っておきたいと思います。

○白井市長

ありがとうございます。ご質問は大きく二つだったと思います。まず、今回の方針、これを実現することで、子どもたちの保育環境を守っていく、よりよくしていくと受け取っているが、それでよいかということではありますが、そのとおりと考えています。

まず、先ほどのお話の中で、これだけの課題があるというお話をいたしました。それは施設の老朽化、これについては、何でもっと早く対応をしてこなかったのかというご指摘もいただいておりますが、もう何十年も前から、民間委託の検討も含めて、公立保育園の運営をどうしていくということを検討する経過もあって、施設については十分手を入れてこなかった、もしくは建て替えということを考えてこなかったという経過が恐らくあるんだろうと認識はしています。

私は、全部の公立保育園を見に行っていますが、保育環境として課題が多いと感じています。老朽化対策というのがありますが、今回、在り方検討委員会の中で職員アンケートを取りました。これは委員会の資料となっておりますが、職員がどのような環境で仕事をしているかということが、生の声で書かれています。欠員が生じている状況下で、新しい役割を果たすのは難しいというようなこと、子どものことをしっかり考えていただいている中において、やりたくてもできない現状がある、こういったことがたくさん書かれています。また、ご自身でも子育てをしながら、自分の家庭のことを考える余裕がなくなっているというような声も、職員のほうからは寄せられております。このように職員が働く環境も含めて、大きな課題があるということです。

まず、公立保育園として捉えた場合に、小金井市として持続可能な体制にするということは、対応すべき課題であるということです。それと併せて、市全体の保育の質の維持向上という話を先ほどもしていますが、そこに対して、行政として責任があります。ですので、公立保育園は公立保育園として、また、民間保育園を含めた市全体の保育の環境をしっかりつくっていく、守っていく、よりよくしていくということを考えて、今回この答申をまとめているということでございます。

ちなみに、保育の質のガイドラインと先ほど言いましたが、すこやか保育ビジョンというものを令和3年に策定をしたところです。やはりこれをもっともっと活用すべきだと思っています。全25回も会議をして、2年半かけてまとめたものですので、これをもっと活用できるようにしていくということも、今回このような方針を掲げやっていく

ということの成果の一つだと思っておりますので、そういう意味で、よりよくしていきたいと考えています。

○堤子ども家庭部長 職員体制についてのご質問でした。5ページの2段落目、前方針の職員数以上の職員配置が必要になる、というところは大きな課題です。そういう意味で、現結論的なものを先に申し上げてしまうと、前方針以下のところで、新しい役割を含めてやっていく必要がある、人員に関しては8ページのところにあるとおり、現在の配置基準は下回らない。それから新しい役割を担う職員は、それぞれの役割ごとにも考えがありますが、例えば、連携を果たす役割、それから難度の高い保育を担っていく役割ということで配置をする。そして三つ目、現在欠員が多いので、ここを埋めていく考え方を持つということです。特に欠員の部分は、正規職員はおおむね採用ができていていると思っていて、正確に言うと現在2名の欠員となっておりますが、急な退職や内定辞退によるものです。

ただ、任期付職員については大きな課題であり、そこに対して正職員を多く持ち、育休者の対応を行うということを考えています。8ページのとおりですが、配置基準を堅持する、新たな役割に対応した職員配置を行う、欠員を補うということを進める、その三つの考えを持ちながら、全体の総数としてはどうなるのかということ、現在の総合的な見直し方針以下でやっていくという考えです。別の言い方をすると、もちろん我々として大きく、さらに職員数を減らそうという考え方はありません。職員アンケートを取らせていただきましたけれども、それでは現在の保育の対応で一杯であるという、本当に悲痛な声をいただいておりますので、そういった考え方は持っていないということになります。詳しくはこの後、労使協議になっていきますので、その中で現場としてもこういうところが大変で足りないという、厳しい指摘もいただくとと思いますが、それを踏まえて、必要な配置を実現したいと思うのです。

○黒澤保育課長 それでは、次の方お願いします。

○参加者 一つ意見と、それからお聞きしたいことがあります。1点は、判決なんですけども、市のほうは主文だけしか見ない、1のほう、見ないとおっしゃっているんですが、僕はそんなことはなくて、1のほうは原告が出された22年12月1日ですよ、処分が出ていない、前で、取りあえず、そういう条例ができちゃったから、一般的な意味で取り消してくれというようなことを言って、判決のほうは、特殊な場合でない限り、できたからといって直ちに権利義務関係に影響を及ぼすわけじゃないから判事しませんと。だから、却下という、踏み込まないということを言われちゃった。2番目は、さくらの入園

証、不許可処分が23年1月27日にあつて、これで原告のほうを追加で、具体的な権利侵害があつたということが出されたわけですね。それについて、裁判所は判断されて、不可とした処分を取り消すということをされたんで、中に、まさに踏み込んだロジック、法の論理を検討しなければならないというふうに、私は思います。

長くなるのでくどく言いませんけれども、裁判記録の判例の29ページとか30ページにその辺のくだりはちゃんと書いてあつて、現市長、白井さんは、本件利用申請に対して、廃止条例による改正前の本件条例を適用すべきであつたというふうに、ちゃんと書いてあるんですよ。この判例というのは非常によくできてて、保育政策にあまり踏み込みたくないというのは多分、行政の中身まで踏み込みたくないというのは、行政裁判によくあるんですが、前の西岡市長については、厳しく言っているんですけども、白井市長が不処分を出したことについても、非常にやむを得ない面があつたと、無理からぬ面があつたと言わざるを得ないということで配慮を見せて、結局、裁判所のほうは、本件の専決処分に基づく条例というのは無効であると。だから、市議会のほうも一度、否決するような、改正廃止、否決するようなを出しているんで、矛盾するので、市長と市議がよく話して、早急に対策を立てなさいという、そういう論旨だったと私は思うんですよ。

そこで、例えば1年暫定的に、前の条例に基づいて緊急的に入れるということを取ってれば、これならなかったし、また、これも遅いんですけども、24年2月22日に判決の言渡して、市が敗訴したわけですよ。そのときに、控訴しなかつたということは、それを受け入れているわけですよ。だから、1に基づいてというのは、市議会の中で法務担当課長とかいろいろ言っているけども、これはもう、うそっぱちですよ。全然、そういうことを書いていないんだよ、はっきりもう、無効で。だから、前の条例に基づいてやるべきだった、募集事務をやるべきだったと書いてあるわけですよ、29ページ、30ページのほうには。

これは今言ってもしょうがないんで、まだ12人の新たな方が裁判されているようなので、また出てくるかもしれないんですけども、これでまた、やっぱり市の方針が違法だったということになると、市のほうは2年、3年、違法な行政をやってきたということになるんですよ。大きな問題になっちゃうんで、もう一度考え直されたほうがいいんじゃないかなという、そこは意見です。これ、今言っても事実上は変わるわけじゃないんで。

今、この対策、在り方に基づいて、市は新たな方針を出されているんですけども、要するに、財政構造の見直しとか、どこに何をどういうふうに出すかというのは、一切手をつけないという前提で話を進めておられるように感じました。抽象的に、保育とか子育てにもっと金を充てるべきだとか、ハードにもっと金を充てるべきだと、いろいろ意見はあると思うんですけども、この在り方検討委員はどうしなさいということはやっぱり、どれがベストだということは書いていないわけです、さっきお話になったと思いますが。ただ、在り方検討委員会としては、40ページです、答申の。ここに具体的に、5園、4園、3園、2園の場合で、いろいろ施策を変えた場合の費用とかニーズを、全部書いてあるわけです。よくよく見ると、現行維持の場合でも3園だと、1億4,000万円ぐらいしか変わらないんですよ。単純に見てですよ。5園を維持していろんな政策やったとしても、これは2億4,000万円ぐらいですか、差が出る、プラスのコスト増だという書き方だと思うんですよ。

もちろん、建て替えとか長寿命化、大規模修繕ということで、4億とか3億と書いてあるんですけども、これを要するに、高いか低いかということですよ。ほかの施設を我慢して、子育てにも捻出して、出せないかどうなのかということ。それと40ページの表の説明と、その辺の市長の判断というものを、お聞きしたいと思います。

○白井市長      ありがとうございます。答申案の40ページの、園数ごとの費用試算の概算の資料を引用されてご質問をいただきました。今、指摘いただきましたが、こちらはあくまで試算ということで、財政効果があるからやるのです、ということではないというのは、先ほど部長から説明をさせていただいたとおりです。今、事実としてお伝えしておきたいのは、予算の歳出項目の中に児童福祉費というものがあります。これを、市民1人当たりで換算すると、小金井市は多摩26市でナンバーワンの歳出になっています。これは民間保育園を増やしてきた、その運営費がかなり増えているということがあって、待機児童対策のための園数を増やしてきた結果、右肩上がりが増えてきて、ここ数年は新しい園をつくっておりませんので、施設整備費は上がってはいませんが、いまだに児童福祉費は、市民1人当たりで換算すると、多摩26市中ナンバーワン。ここにお金を使ってきたという経過はあります。保育だけではなく様々なニーズに対して応えられていない現状がある中において、さらにここにお金をかけていくということは、市として、経営判断としてはできないということになります。

様々ご要望をいただいています。お気づきの方もいるかもしれませんが、なかなかそ

れを実現できていないというのが現状です。例えば、小中学校の雨漏りがするという話があってもなかなか直してもらえない、そういうお声をたくさんいただいています。あと、学童保育の大規模化、児童が増えて、それに対する対応というところも、なかなか抜本的に対応できていないという現状があります。また、いろいろな施設の修繕も、それは学童だけではなく行き届いていないところもあつたりもします。そういう現状がある中で、今まで以上のお金をかけて運営していくということの判断というのは、申し訳ないですけども、私としてもできかねます。

今ある資産をどう活用して、先ほど述べました課題の解決と、民間保育園との関わりを含めた市全体の保育の質の維持向上の仕組みづくりを、我々としては考えなければならぬということがございますので、お金の使い方については、いろいろご意見はあろうかと思えます。厳しいご意見を日々、もう本当に日々いただいておりますけれども、そういう判断を我々としてはせざるを得ないという状況とお答えを申し上げます。

○黒澤保育課長 では、現在で終了予定時刻は過ぎておりますが。

○白井市長 できるだけ、撤収に間に合うようにぎりぎりまでやりましょう。

○黒澤保育課長 では、今、手を挙げてらっしゃいます4名。4名いらっしゃるので、質問の要点を絞ってご質問いただけるとありがたいです。

○参加者 すみません、今日もありがとうございます。昨日に引き続き、もう一度、説明会参加させていただきまして、昨日は、どちらかという手続の話で、冒頭ちょっと厳しい言い方で、裏切られたとかだまされたとかというような言葉も使わせていただきましたけど、そういうつもりはなかったというふうに、市のほうはそういうつもりはなかったと、そういうつもりで言ってんじゃないと思えますけれども、結果的にはそういうようなところも、公約にしろ、市民と対話する中でもあったというような話をさせていただいた上で、その進め方の前提ですとか、期間ですとか、あるいは市民や委員の意見に真摯に対応する姿勢とかそういったことがあれば、そういったところに対して、ちゃんときちんと対応していただければ、おのずと結論は違っていたというふうに、僕はそういうふうな主張をさせていただきました。市のやり方としてちょっと瑕疵があるんじゃないかと。そういったようなやり方の中で、果たしてこのまま議決していいのか、もうちょっときちんと市民と対応をして、9月の期限ありきじゃなくって、議論をちゃんと尽くしてから進めるんじゃないか、それが白井市長の本来公約である、対話に基づいたしっかりと議論をするということではないのかということをお話しさせていただいた次第で

す。

ちょっと先ほども裁判の話がありまして、裁判については、正直今、係争中ということもありますし、この場で話しするような、あまりくどくど話すようなことじゃないかなとは思ったんですけど、ちょっと今皆さんの議論の中で、若干、僕も裁判に関わって支援していた者として、議論がちょっと違っているというか、整理がされていないようなところがありましたので、ちょっと話させていただきますと、市のほうとして、この裁判に関して法的義務はないと。要は原告のみが今回の裁判において法的義務があって、それ以外の部分に関しては、別に裁判所からは直ちに是正するように求められているわけではないというようなお話の趣旨だったと思います。

それに対して、その法的根拠として、本当にそれでよいのか、ないしは先ほど市民の方からも、市のほうとしてどういう根拠法に基づいてやっているのかとか、そのときに、一つの法律なのか二つの法律なのかと、ここに関しては、僕も間違いなく市のほうから二つの法律があるというふうに聞きました。具体的には原告に関しては、旧の法律が適用されて、原告以外の者に関しては、廃園条例というのは適用されるんだと。原告はどういうもの、何の法律に基づいて保育をさせるのかといたら、原告は廃園条例というのは否定されているので、その部分に関しては旧の法律で、それ以外に関しては、新しい法律だというような答弁を、議会の中でされていたと思います。

それは、項目、一つの話ですけども、いずれにせよ、かなり矛盾を持った対応をされていて、それが市のほうは、法的不安定というような表現で、今現状というのはすぐ是正されなければならないというような表現、ことを言われているんですが、これが果たして法的不安定というものなのか、我々が今、裁判を起こされているように、実質的な違法状態だと、それを1年間も続けていいものなのかどうか、在り方検討してやっているからいいのかというようなところに関しては、まさに今係争中で、その後、議論がされるものだと思います。

裁判所のほうから、速やかに是正しろというような話があって、それに対して市のほうは、法律を改正しなければ、その現行を是正することができないというような話でしたけれども、それも含めて本当にそうなのか、あるいはそうではなくて、現行の保育士体制ないしは財政状況の中ですぐにできないといったところというのは、本当に妥当なのかどうかというところは改めて疑問に思います。ただ、その結果は、あくまで国賠なので、お金の問題だけで済んでしまうとえば済んでしまうので、市のほうとしてみた

ら、それこそ法的義務としてお金だけの問題ですとか、結論としては今回の原告のように、1人だけ入れればいいんだとかというふうに言われるかもしれませんが、やはり大事なものは、これ全てに、昨日の話もそうですけども、そういう市の、取りあえず形式的にやればいいのか、取りあえずやらなければいけないことだけをこなせばいいのか、そういうところではなく、本当に実態として実質的に何が問題で、何のためにこの施策をやっているのか。保護者や市民は何を求めているのか。

先ほども、原告の保護者を救うためには、一刻も早く条例を改正して12名入れたほうがいいのかという話をしていますけども、決して今の原告は、今の法律で2園廃園するような状況で入れてほしいということ求めているわけではありません。

そういったことも含めて、何のためにやる、この条例を通そうとしているんですか。原告のためだとか、市民のためだとかって言っていますけれども、本当にそうなのかというところ。単に法的不安定だから改正しなければいけないんです。9月に条例を改正する必要があるんです、来年度からするためにはと。そういった昨日も回答でしたけども、9月に何で条例を改正しなければいけないのか。その結論というか、理屈というのが、昨日結局、2年前と同じ専決処分をしたときと同じ理由にしかなくなってないというところは昨日も指摘されて、二度同じ質問しましたが、同じ回答だったんで、今日ここに関してはこれ以上はしません。ただ、繰り返しになるんですけども、手続、僕は一番大事で、その手続がしっかりしていれば、このような結論にはならないというふうに繰り返し述べていますが、その一番の元になっているのは、市のそういった姿勢であり、対応だというところは改めて伝えさせていただいて、中身の話をさせていただければと思います。

中身なんですけども、正直この方針案に関してすごい残念なのが、やはり課題から始まって課題をどう解決させるかと。その課題というのは何なのかといたら、行財政改革の話になるんですね。目的としては、小金井市の全体の保育の質の向上のため、僕はもうそれは間違いないと思いますし、ずっとそれに関して、どうのこうの言う話ではない。ましてや、民間にできるところは民間にですとか、民間に代替できるのであれば民間に任せていく、そういったような考え方というのは、僕も現役のときから、決して悪い民営化じゃなければそういったやり方もあるというふうにお話しさせていただいて、ずっとこの問題に取り組んでいます。

ただ、今回のこの案にしる、最も中身としてやはり議論されていないことは何なのか

っていったら、やっぱりそれは、保育の中身なり内容なんです。昨日も切実に訴えられていたお母さんがいらっしやいました。何で保育の質全体を上げるっていったときに、公立の保育園を廃止してからやるのかと。そうではなくて、全体の質が上がってから、縮小するなら縮小すればいいんじゃないか。なぜ、公立から縮小しなければいけないのかという話がされていました。まさにそのとおりだと思います。その前提となっているのが、公立と民間は保育の担っているものは同じ、保育所、保育支援所を、どちらも同じだと。要は、量という観点からいったら、単に保育園として公立も民間も同じだという前提からスタートしている。だから、そういったような発想にしかならない。でも違うんですよ。やはり保育の中身なり、保育の内容なり、保育の質といったところ。保育の質は様々で、一様ではない。評価もいろいろある。だから、だからじゃあ何、議論をする必要はない、議論をしてもしょうがない。そういったような整理を最初に行っているんですよ。そこは全くの間違い。

まず、やらなきゃいけないことといたら、公立と民間の保育の中身は何なのか、質というのは何なのか、小金井の保育はどうなっているのか。そこがちゃんと議論されて、じゃあ何を市民なり父母は求めているのか。そこがちゃんと議論されていないんですよ。だからこういう結論になる。こういうふうな議論にしかならない。でも、もちろんその前提には、答申を出したら市のほうは何とか廃園撤回をしてくれるのではないかと、5園維持というような考え方もあるんじゃないかと、そういったような気持ちを持って、みんな議論をして、できるだけ議論を、日程なりなんなりというところもやっていかなきゃいけない。この時間の中でやらなきゃいけない、そう思いながらやっていたし、先ほどのあれですよ。現状どうなっているか、要は公立か民間かといったときに、一般論ではどっちでもできるという話ですけども、現状の小金井市のほうが公立と民間とでどんな状況でどういような評価なのかというのをきちんと整理しなければ、おのずと答えは変わってくる。要は、前提によっては変わってくる。その前提として、5園が前提なのか、3園が前提なのか、もちろん7園にしろ、8園にしろとか言っているわけではないわけですよ。そうすると、何が前提なのかというのは大きな問題で、それが5園が前提の状況なのか、いやもう3園に向かって、3園が前提なのかというところというのは、いやそこは在り方としては考えるんだから、幾らでも結論というのはあり得ますとかって言うのではなくて、やっぱりその前提が、ベースがなければ議論にならないわけですよ。

その前提として、この今の状況というのは違法なのかどうなのか。そこの今の小金井市の保育の中身なり状況というのはどうなっているのか、そういった議論なり前提をしっかりと認識しないで議論が始まっている。その結論というのがこうなっている。ですので、まずこういう小金井の保育の中身、だから、民間がいいとか悪いとかという議論をするのではなく、今の現状の小金井市の保育というのがどうなっていて、その公立保育園というのはその中でどういう役割を担っているのかというのを、まずやってくださいというのが一つです。

その上で、役割とか今回定義されたことということは、過去から言われていることでもかなりありますし、それ自体はいろいろと整理なりで、もっと求められているもの、あることはあるんですけども、一定の整理をされたということで、そこはよかったということもあるかなと思います。

ただ一方で、普通の審議会であれば、そこまで、課題とか財政の話というのは、そこまで議論するのかどうかというのは、委員の会の中で委員長の言葉としてもかなりぶれていたかなと思います。ここで議論する場ではないとか、ここでやるべきではないとか、そういったような議論がある中で、最終的に資料の提出に関してもぎりぎり、議論としても数回やられただけで、資料を提出されたけども十分な議論もなく、この資料というのは問題があるということだけ指摘されて終わったというような次第だと思います。

先ほどから話が、財政効果とかがあるのかなのかとか、保育士の体制とかなんとかに関しても、最終的な議論の議決とかというのが出ていないという中で、市のほうとして3園というような話が出てきた。ちょっと手続の話はもう置いておいていいですけど、中身ですけれども、今回、この市のほうとして五つの課題というのを挙げられています。五つの課題が挙げられていて、正直この五つの課題というのが、僕はずっと疑問でして。結局のところ、二つではないかというふうにちょっと見えています。それはなぜかというときに、老朽化の問題と、あと定数の是正、ないしは行政経営の観点、あるいは公費負担とかありますけど、公費負担に関しては明らかにお金の問題ですけれども、老朽化の問題。老朽化の問題も、一定、建て替えのときに、どこに園児を避難させなきゃいけないとか、保育の仕方をどうするかというような個別の課題がありますが、でもいろいろ聞いてみれば結局、お金として幾らかかるかというような話に帰結している。ないしは子どもの人数の話の適正化の話に関しても、質の話とかを考えていったら、質、そういうふう考えていくと、結局のところは、別に人数が減ること自体が悪いことではな

くて、どういうふうに、聞いていて問題なのかといたら、結局、人数が減っていくと補助金が減るから、その部分でお金がもらえなくなると。要は、経営上問題になってくるということで、やっぱりお金の問題に帰結しているんですね。

ましてや、行政経営上の課題という内容に関しても、基本的にはお金なりの話だなというところで見ると、実際に質問なり説明に関しても、老朽化の話は建て替えのこともあって大変だとかという、計画があるとかという話があるかもしれませんが、でもその結論としてはお金の話と保育士の話かと思います。

お金の話に関して言えば、これは正直、審議会で議論するとなると、金額とかどういったようなコストがかかるかとか、そういったような整理なりなんなりというのはしっかりとしてもらわなければいけないし、それもできていないと思いますが、最終的にそれをどこにお金つけるかとかというのは、市のほうとしては他の庁舎とかなんとかとは違う問題で、それぞれで最適な何か結論を考えますというようなお話もありますが、でもそれもぶれていて、優先順位の問題だとか、どこにお金をつけるかという話もある。要は庁舎の話で皆さんが言っているとおり、30億も40億もコストがぼんと上がっていく中で、それでもやりますという話と、いや、保育園としては5億の建て替えができませんという話と、これじゃあ、どっちが優先順位なり、どっちにお金をかけますかという話というのは、これは正直、最終的には政治の話なり民主主義の話になってくるかもしれませんが、でも、その説明なりなんなりといったときに、財政を問題にしてやるというのは、であれば、ほかの政策なり全て総じて、どれが優先順位高いのかどうするのかという話というのをしなければ、最終的には結論にはならないし、本来的には、お金がないからあるべき政策ができないというのはおかしい話なんです。

要は福祉の問題として、必要な政策にもかかわらず、これはやりませんとかできませんとかって話にはできない話ですので、財政の問題というのを理由に、それができないというふうになってしまえば、いや、だったらお金、ほかに幾らでもあるじゃないですか、財政調整基金あるじゃないですか、これだけ市は裕福だと言われている。要は、補助金がないからできませんではなくって、補助金が出なくなったという、ないしは補助金が交付税に変わっただけで、交付税が出なくなっても市が財政は豊かだからと。実際、そういうふうな形で言われていますし、将来的にお金がかかるとか、過去、ちゃんときちんとストックを積み上げられなかったから、今お金がないんだとかというふうに言いますけれども、これもやりようない考え方の問題で、具体的な数字なり、きちんとした

データも出ていない中で、一方的に言われたとしても、それは市民が納得するという話にはならないですと。

ですので、まず、財政の話とかなんとかと言うのであれば、ちゃんときちんと計画、中長期の計画も含めてしっかりとデータなり試算を出して、その中で優先順位としてこれで、我々としてはこの部分に関してはお金をかけませんといったことを、はっきりと整理するなり指摘するなりということがなければ、きちんとした議論にならないし、単なる水かけ論だけで終わってしまう。

もう一個、保育士の話、保育士の話に関してはより重要で、僕はより深刻で、この問題というのはやっぱり人の問題。小金井市の行財政の話というのは、基本的には全てが人の問題から帰結していて、今回の3園案というのも、人のほうから逆算しているなどというふうに思ったりする次第です。ですので、やっぱりこの人の部分というのをしっかりと整理してきちんと議論して、対応しなければいけないというところなんですけれども、ただ、それもちゃんときちんとしたデータが出てきていない。この3園だったらどういう、この3園で、この人数で、このやり方はどうなのかって、先ほど話しているとおおり、小金井の保育、これはもう財産で、基本的には引き継いで残して行って、あるいは民間に対してもよりよく波及させていく。場合によっては人事交流も含めて、いろんなやり方がある。でも、それをどんどんどんどん縮小させていくとか、役割をまた変えていくとかというところを安易にやるのではなくて、今現状、本来であれば、5園の人数、5園の体制、5園のものがあつたにもかかわらず、先ほど、人数として厳しいとかなんとかというふうに言われていますけれども、でもそれは、こちらから言うと、自作自演。自作自演って、これ何でかといったら、5園の体制にして5園の体制でやっているのを、もう組合と合意したからといって、任期付に変えてしまった。任期付にして変えてしまったことを、先ほど言ったように、待遇が悪い条件にもかかわらず、同じような仕事をしてくれと、市のほうが正規と同じだというふうに言っているわけですから、先ほど非正規と変えていますけど、基本的な市の考え方は、非正規と任期付、同じ非正規ですという言い方をして、やっている中身は同じだというふうに言っていますから、当然採れないのは当然なんですよ。ですので、ちゃんときちんと正規職員を5園の人数で当てがって、ちゃんと将来的にこうだというようなビジョンを示せば、他市はちゃんときちんと採れているわけです。

小金井市だけが取れていない。それが何でかというのが、ちゃんと分かってらっしゃ

ると何度もこれをお伝えしているにもかかわらず、それをやらずに。だからこそ、今10月から、もうすぐに採れば、何人数、12人募集しますとか、実際問題としてやろうと思えばやれることは幾らでもあるわけですよ、正規職員を採ろうとするというですね。それが今、逃げられたりとか採れなくなったりということに関しては、市の自作自演だと僕は思っています。ですので、保育士体制という意味で言ったら、どういう保育なり保育内容なり、どこまでやってもらうのか、それは量的な問題も含めて、まだまだ小金井市というのは、質をよくするためには、保育、公立の役割というのは十分きちんとある。

公立保育園が問題で、それこそ国鉄だとか電電公社みたいに、もう公がやって無駄だとか、何か効率が悪いとか、そういうのがあるのであれば、民間に任せてやっていくというやり方というのは非常に考えられますけども、海外であれば、これも何度も言わせていただいていますけども、海外であれば、自由競争に任せると、いい保育というのはウン十万のお金かけて、人々がお金出して、そこに行くわけですよ。市場原理に任せてやったら、それぐらいのコストがかかるようなもの、ケースもあつたりするんで、それを公定価格で無理やり切って、補助金があるとかないとかというふうに言って、いろいろとその場その場のやり方でやっていますけれども、本来小学校と同じで、幼少期の保育なりというのは非常に大事なもので、単に量で預ければいいというような時代ではないというのは、もう皆さん、もうそこは共通の認識としてだんだんだんだん持たれてきていっているような状況。そういうときに、単に預けられればいい。それこそ、昨日も話がありましたけれども、問題になっているような保育園でも、そこに預けていても、それでも一つの民間園だと。別に民間園が全て悪いというわけじゃないけども、小金井市にはそういうケースもある中で、じゃあ、公立保育園を先に潰して民間園に任せますといったようなことが、中身としての帰結になるのかということ、そういったような議論がなくて、こういった結論を出すのかということです。

この点に関して、どうしてそういう議論になるのか、それ民間園への配慮だとかいろいろあるかもしれませんが、そういった議論をしないのかということに関して、質問させてください。以上です。

○堤子ども家庭部長　ご質問の意図は、市全体の保育の質の向上をするためだというのに、なぜ先に公立保育園を潰すのかということと、そういう議論がされていないのではないのかということですか。

○参加者 要は、ちゃんと保育の中身に関して議論をしてから、そういったような公立5園から潰すというような話というのが出てくるものじゃないかと、そういった議論をしないのは何ですか。

○堤子ども家庭部長 まず、民間の保育園の中で幾つか対応が必要なことが発生したのは事実ですが、民間保育園は全体としてはしっかりとした保育をいただいていますし、その中で在り方検討委員会の中でも、公立と民間、どっちがいいのかというのは違う話なんだという事は、指摘されているところだと思っています。

今のご質問の中にあつた、ある保育園での事件に関しても、現場での対応というのは、その後しっかりされていて、どちらかという運営法人の問題であるというふうに考えているものです。ただその上で、公立園も含めていろいろなことが起こり得ます。ですので、公立、民間が両方で質を高めていくような仕組みが必要だというのがありまして、答申でもそういう考えに立ってブロックをつくってやっていく必要があるとされたと思っています。

その質の向上をする仕組みをつくるという上で、何からするべきかというところが大事でありながら難しい、鶏と卵のところがありますけれども、民間保育園のほうからも公立保育園に期待する役割というかたちでご意見をいただきました。そういった期待される役割、認可保育園としては同じであります、公立に期待されるものというものはあるわけであつて、また、公立保育園に期待するところは何かということ、民間保育園のほうからも意見をいただいたものであります。

それが答申としては四つの役割とされているわけですが、これを果たしていくということが大事で、果たしていくためには、スペースや人を生み出すことが必要なわけです。

○参加者 質問としては、保育の中身を何で議論しないんですか。

○堤子ども家庭部長 個々の中身を議論するというよりも、その仕組みとしてどういうことが必要かというのを議論する。それが諮問の内容でありますし、ご議論いただいて答申いただいた内容だからです。保育の質として何を指すのかということに関しては、すこやか保育ビジョンというのがありまして、それが市全体で目指す保育の姿です。それを具体的実現する上では、市の役割というのがあります。保育課が中心になって果たす役割と、市立園が果たすべき役割。そこを具体化していくために、どういう仕組みをつくっていくか、そのために何をやるかというのをつくっていくというのがこの諮問の内容で、在

り方検討委員会ではそのご議論をいただき、答申をいただいたものです。

○参加者　　すこやか保育ビジョンはもっと最低限のことを書かれている、それはそれで別に定め  
てやっていくこと、別にそれを否定するものではないんですけども、やはりきちんと、  
今の小金井の保育というのはどうなっているのか、どういうふうな状況なのか、それこ  
そ前も言いましたけれども、なぜプレイデーって、運動会じゃなくてプレイデーなのか。  
なぜ、園庭がある保育というのはどういうものなのか、公立保育園がやってきているス  
ペースの使い方とか、保育の先生方のローテーションの仕方とか、昨日も、複数担任制  
を取っているだとか、幾らでもあるわけです。そういった中身の議論というのを全部捨  
象して、今、内容としては同じですとか、一個一個、本当は言えますよ。具体的などこ  
ろ、堤さんもご存じのところもあると思うんですけども、それをきちんと整理して評価  
して、それをきちんと、何がどう違っているのか、なぜ父母は、そういった安心感とか  
そういうのが違っているのか。そこをちゃんときちんと理解しようとしてされていますか。

そういったところなんですよ。単に、形的にこういうことをやりましたということ  
を聞きたいんじゃないんです、中身をちゃんと実質的に議論しているのかと。そういった  
姿勢があるのかということ、その一番の象徴的なことが、保育の中身の質の話で  
す。そこはやっぱり、理解されていないなというのが正直残念です。

○堤子ども家庭部長　おっしゃっているのは、市内44の保育園でどういう取組がされているのかとい  
うことを検証する必要があるということですか。

○参加者　　少なくとも公立保育園がやっていることというのは何なのか、民間園とどういうふう  
に違ってくるのかということ、ちゃんときちんと整理して理解する必要があるんじ  
ゃないかなと思いますし、おっしゃるとおり、できれば44園で全てできたほうが望ま  
しいとは思いますが。保育検討協議会の答申でも、保育の中身に関してなり、民間園がやっ  
ていることというのをきちんと理解しましょうというような答申を出している。でも実際  
は、やられていませんけど。

○堤子ども家庭部長　ご意見としてそういうことだと思いますけれども、何よりも今回、諮問させてい  
ただいて、また議会も含めて、課題とされてきたと認識していますけれども、公立保育  
園の在り方を学識と市民の方、もちろん前提として公立保育園。

○参加者　　形は分かりました。

○堤子ども家庭部長　細かく実情に立ち入って、優劣という形のことにつながるような議論をする場  
はないと思っています。。

○参加者 優劣。実体が分からないじゃん、民間保育園の……。

○黒澤保育課長 では、次の方、よろしいでしょうか。手を挙げていた方、いらっしゃったかと思いますが。では、お願いします。

○参加者 お疲れさまです。在り方検討委員会に保護者委員として参加させていただいていた者です。先ほど、ミスリードということをおっしゃっている方がいらっしゃいましたが、その点につきまして、委員の立場としても改めて表明させていただきたいです。

小金井市は、在り方検討委員会の答申を尊重しと説明をされていますが、答申の記述内容と方針案における記載内容には納得ができない思いでいます。

例えば、答申では、もうこれまでも話に出てきていますが、あくまで複数の体制案の意見が提示をされていて、特定の園数に絞り込む判断は避けられています。

しかし方針案では、3園体制をまるで唯一の最適解として断定し、かつ閉園時期まで明記されています。在り検では、もうまたいろいろあるんですが、小さいところでは、例えば、ICT環境の整備についてはパソコンを増やして職員の事務負担を減らして、保育に集中できる環境づくりが必要だよねですとか、主にDX化を進めることで保育士の負担減というところの趣旨で話をしていたかと思いますが、何か出てきた方針案は、登降園のシステムの機能の有効活用だけ、がっかりという思いでいます。

大きなところでは、答申に明記されていない小金井保育園の異年齢保育の導入や具体的な定員数の大幅な削減方針などが新たに方針案には盛り込まれていて、答申の範囲を超えた政策が市の方針として、まるで既成事実化されているようにも見え、すごく強く違和感を覚えています。何なら答申では、3園維持のところについては丸ポチ二つの意見しか書かれていなかったり、11ページの保育定員の適正化については、確かに市立の保育園においては定員を縮小することにより保育士の欠員を解消するとともに、新たな役割を担うための保育人材を確保することも考えられる。これは確かに、私たちも話をしました。ただ、やっぱりその後の文章ですよ。ただしという逆説の後、障がい児支援や医療的ケア児支援を市立保育園全園で担っている現状があり拡充が望まれていることや、園庭のある市立保育園は現在も幼児クラスまで定員が埋まっている状況があることなど、地域の子ども、家庭のニーズを捉えた判断が必要である。さらに、年度途中の待機児童の発生について、市立保育園で対応していくことも視野に入れておきたい。そうか、視野に入れた結果、この方針案になったのかと、残念な思いでおります。

市がこの方針案を答申に基づくものと説明するのであれば、やはりどの部分が答申の

どの記述に基づくのかという部分を、やっぱり具体的かつ丁寧に示す責任があると思っており、今日はその説明が聞けると思っていたので、その部分が私にはちょっと全く聞こえてこなかったもので、ここも答申を出した一員として非常に残念に思っています。

現状の方針案は、この私たちが出した答申を出発点として尊重するとしながらも、その意図や内容に対しては、市の独自の解釈や優先順位づけが行われているような印象が否めません。

最大限尊重と言われてしまうと、市長の最大限の小ささを示すことにもなってしまいかと思いますので、やはり私もここはミスリードになると思いますので、在り方検討委員会がこの方針案を支持しているかのような表現はやめていただきたいです。

あと、在り方のところで少し補足させていただくと、やはり市が出してきた資料を、特に後半戦で出してきた資料に、そこはもう議論をする時間は全くなく、そこは皆さんも歯噛みをする思いで、私たちだけじゃなく、事務局も非常に苦労されていたと本当に思っています。

ただ、やはりこの答申だけを見ると、この資料について委員から私的意見を出しても、それも考え方の一つですよと返されまして、委員が出した意見は答申の中には反映されませんでした。

ただ、この文章だけを見ると、まるでその資料も私たち委員全員で議論したかのように読めるというところも、非常に残念に思っていますがここは最後委員長が、まとめられた部分にはなりますので、私はちょっとここまでとさせていただきます。

また最後に、私は公立保育園の5園による五園連代表として参加をしていましたが、改めて五園連は、そして保護者は、この答申の取りまとめと方針案について納得をしていないということを、この場でも表明をさせていただきます。それはもう各園で皆様説明会を行われており、その様子を私も聞いていまして、その各保護者からの思いというのも伝わっているかと思います。

在り検については、保護者委員が繰り返し出した意見について何度もスルーをされ、私たちにとってはまるでなかったかのように議事が進むと感じる場面がありました。最後の最後、最終回で、委員長が委員の意見には全て回答を私は出したとおっしゃいましたが、それが委員会の中で出されることはなく、また私たち委員に届けられることはなく、結果、保護者委員は、繰り返し同じ意見を言葉を変え、形を変え出すことになり、私たちにとっては無視をされたということと同じことでした。

結果、恣意的な意見の取りまとめをされているなという印象が与えられ、ですので納得できないというものになっています。

第10回の委員会で発言させていただいたかと思っっているんですけども、現状第10回の会議録確認がまだ来ていないので、ちょっと内容が確認できませんでしたので、念のため、この場でも五園連、任期が終わったので元代表という表現にしますが、の立場で改めて発言をさせていただきます。五園連保護者は答申の取りまとめ、またこの方針案に納得をしていません。

すみません、こっからが市民としての意見になります。

シンプルにこの新たな役割、四つの役割が具体的にどのようにしようと、進めようとしているのかというのが示されておらず、箱だけつくるために定員を縮小しますというのは非常に違和感があります。縮小する数字を明確に出すのと同じレベルで、この四つの役割をどのように体现するのかというのを示す、両方のバランスがあつての提案になるのが本来あるべき姿かなと思います。

最後、ここから質問です。

これは東小金井エリアで子育てをする親との立場からの質問です。方針案見ると、子ども誰でも通園制度は、最終的に東小金井エリアは0になります。

また、東小金井エリアで、もし公立保育園に1歳で入園をさせたいとなった場合には、現状では4名のみで、ここは先ほど再検討されるということがありましたので、拡充されることを期待をしています。

ここからは決して民間への批判ではなく、東小金井エリアに住む保護者の現実の話になりますが、私たちが住む東小金井エリアは何度か話題にも上がっています、この不正受給かつ不適切保育があつた運営法人の保育園が6園あります。ざっくり1歳児の定員を計算したんですけども、運営法人の占める1歳児の割合が43.9%を占める。そうすると、ここの法人を避けたいなと思つて、でもこのエリアで、保育園を探したいなと思つたときに、非常に選択肢が限られてしまいます。この東小金井エリアの方針案がもし仮に実現した場合に起こり得る状況について、どういふお考えかお聞きしたいです。

質問2です。こちら、これは市民としてです。私は3園に納得はしていません。納得をしていませんが、先ほど市長から持続可能という言葉がありました。本気でこの四つの役割を、3園を継続的にやっていくという覚悟があるということによろしいでしょうか。

この3園を守るためには、この四つの役割を実現していくためには、今後たとえ市議会で劣勢な状況になっても、多数会派を敵に回しても、白井さんは本気で戦ってくれると思ってよいでしょうか。

以上です。

○堤子ども家庭部長 在り方検討委員会の進め方についてのご意見だと思っておりますけれども、私たち事務局をはるかに超えて、正副委員長が取りまとめて、委員の意見等も踏まえられたと思っております。そのように、お感じになられているところは残念ではありますがけれども、お分かりのとおり、全然事務局主導とかではなくて、正副委員長のほうで、とにかく1月ぐらいからすごい勢いで意見を取りまとめを進められたということは、その上で、そう感じになったところがあるとしても、そうだということは申し述べさせていただきたいと思っております。

それから、新たな役割が具体的に示されていない。定員減に比べて具体的ではないというお叱りであると思っております。こちら、四つの役割を踏まえて10ページに書かせていただいたとおりで、確かに民間保育園との連携の方法や配慮を要する子どもの受け入れ枠を最終的に18人までどういう形で持っていくのかというのは、まだ具体的にないところがあるというのはご指摘のとおりなところがあるとは思いますが、こちら、まず一つは人員の確保を協議を含めて決着させて、体制を固めて、その体制の中で保育現場と話を詰めていく必要があると考えています。また民間保育園との連携については、一方的にとというのは、これはいけないことでありまして、共に話合ってつくっていく必要があることから、これでは解像度が低いというお叱りは受けた上で、それをつくっていききたいという考えであります。

また、保護者会や運営協議会などを通じて、保護者の皆様に対しても説明する必要がある、補強していく必要があると考えているものです。

その次は、東小金井エリアについてです。

まず、ご不安を感じさせてしまっていることは申し訳ないと思っております、市全体の保育に対して、市は責任を持つ立場でありますから改めてしっかり対応していきたいと思っております。

ただ、例えば、置き去りや不適切保育が起きたことに関して、市としては初めてになりますけれども、指導検査に独自に入りました。保育と運営と会計、三つあるうちの保育部分だけになりますけれども、速やかに職員を出して、指導検査に入って、その部分

について現場でも再発防止のためにマニュアルを見直す。それから、マニュアルの読み合わせをして具体的に現場で対応を考える等の対応をしていただいたものだと思います。

ただその上で、法人の対応については課題があると感じており、私どもとしても対応しています。

また、整備費に関して、我々は不正があると認定して、加算金も含めてお金を返還していただきました。市側のミス、積算のミスが市側にもあった場合には、返還にあたっての加算金を取らないケースもありますが、この件については、責は向こうにあると考え加算金も含めて徴収したものであります。こちらについては、まだ課題として残っているところもありますが、都とも連携して、またその他の会計の部分、弾力的運用、保育園の経費を本部の経費等に運用する場合の進め方についても、都にも入っていただいて是正を図っているところでもあります。

ご不安を与えていることは申し訳なく思っていますが、現場の対応としては、かなり熱心にやっただいていてるところもあると思っておりますので、その上で、ご不安の解消や、あと法人の対応も含めて、市は考えていかなければいけないと思っていて、それが市全体の、特に東部エリアを含めて、質の維持向上につながるということだと思っています。

また、そういう意味でも指導検査の体制含めて、しっかり考えなくてはいけないと思っているということです。

○白井市長 今回、くりのみと、さくらについては、閉園するという方針です。これは本当に申し訳ないと思っています。

この間の説明会でもいろいろな声をいただいております。

ただ一方で、今後より厳しい社会の状況、これは行政経営の観点でもそうですが、そういう中においても、役割をしっかり果たしていくということを定義した上で、3園を維持して運営していきまよということを改めて明確にしたということでございます。こういう方針をしっかりご理解いただけるように我々としてはできるだけ多くの方々にしっかり納得いただけるようにしていきたいということでございます。これをしっかりとやっていくという意志でございます。

○参加者 覚悟があるということで、ありがとうございます。

○白井市長 すみません、ちょっと時間の関係であとお2人。お願いいたします。

○参加者

こういう会に初めて顔を出しました。2時間以上たっていると思うんですけど、白井市長が、心がどこにあるのかということはずっと感じ取ろうと思ってここにいましたが、何か誰かに操られているんじゃないかという気がするんですね。それはなぜかという、まことしやかな話はするんですけど、例えば難易度の高い幼児のお子さんを預かるために、将来の財政のためにとかとおっしゃるんですけど、市長なんだから。この町の行政の執行権を持つただ1人の人なんだから、そして選挙で勝ったときの公約なんだから、ちゃんと4年間頑張らなきゃ駄目だと僕は思うんですね。どんなに何を言われてもね。

それが、見せかけの、大変失礼かもしれないけれど、取ってつけたようなお話を部長にさせたり、課長にさせたり、ずっとされてきているので、私は本音が見えない。本音で語ればいいんですよ。もう2園潰させてくれと。小金井市の命運がかかっているんだと。皆さん分からないでしょうと。それをだから、私はもう何回でも市民説明会やって、説明するから、恐縮ですが、足を運んでくださいと。そこまで危機迫る思いで演説してほしいんですね。そういうのがなくて、こうだから、ああだからというのを感じます。

その辺の決意を伺いたい。

その上で、裁判で今訴えておられる、2年前のお母様とお子さんのことを、私は思うんですけど、普通一般的には、裁判所からあなた間違っているよと、正しい行動をなささいと言われて、かつ謝りなさいと、罰金まで払うように言われているじゃないですか。それが何か裁判の本文に書かれているとか、書かれていないことを理由に、今を、今まで執行してきているということ、それが多分最大の最大の、不信ですよ。普通こうでしょう。何でその訴えたお子さんだけ入園させるの。兵糧攻めにしているみたいな。僕からすると、自分の子がそうだったら、もう殴り込みに行きますよ。

それぐらいひどい処遇を決定したのは、白井亨さんなんですよ。みんな市民そう見ていると思うよ。僕は、根元がそこにあるんですよ。それでもいいんだと。自分は公約を裏切っても、それしかないんだと言うことを、声を張り上げて毎日でも武蔵小金井駅の北と南で演説するぐらいで、本当に司法でも堂々出して、裁判の文章を全部載せて、でも自分の考えはこうだから、自分がやっていることは、将来にわたって小金井の幸せのために、これしかないんだと言うことを訴えればいいんですよ。それ何でやらないのかということが2点目です。

3点目は、この保育園の廃園で施設を縮減するという方向にかじを切っているじゃないですか。何で増築しないのかなと思うんですね。昭和56年の設計以前の建物という

のは、旧耐震で増築をすると、既存遡及というものがかかって耐震のお金がかかるんです。でも耐震化をしなくても、増築できる方法はあるんですよ。あります。それは今ここで具体的に申しませんけれども、私が言いたいのは先ほどのお母様もそうですけど、保護者代表のこの会議体、10名と委員長、副委員長から始まってこの10名の方が、方がですよ、これならいいなと思うところまで議論を尽くしてほしいと思います。それでこそ小金井市ですよ。今、信頼を失っていますから。信頼を得るには、この委員会の皆さん全員が、これならいいというもののところまで議論を達しなきゃ駄目ですよ。白井さんたち3人が4人で、理事者で、もうこのままいっちゃえと、議会多数で押し切れるからと、そういうことが過去、かつての小金井市だから。そういうことは絶対にこれはやっちはいけない。

最後1点です。三つ目ですけども、市役所のお話が先ほど出ました。今回は保育所です。共通するのは何かということなんです。

これ公共施設の全体最適化という観点から考えたときに、市庁舎も保育園も同じなんですよ。小金井市の財産だから。今、できるところから切り捨てていくというふうに、私には聞こえるの。そうではなくて、3,000平米、私設計をしていますけれども、市民案としてお出ししていますけれども、3,000平米も無駄にあるような設計を、白井さんは適正だといって、117億5,000万円もかけてやっているわけですよ。そういうことが、ちぐはぐなことが両方を聞いていると、おかしいと思います。やっぱり市民に、信頼されて、納得できる行政をやってほしいと思います。

以上、三つ伺います。

○白井市長　本音が見えない、決意がよく分からないというご意見をいただきました。何と申しますか、我々としては、私としては、今回在り方検討委員会で答申をいただいて、その尊重の仕方についてもご意見をいただいておりますが、これまで、やはり課題であった市全体の保育の質の維持向上の仕組みづくりをするという、この点において、かねてからこの必要性を感じておったわけであります。

熱が入っていないというのは、自信を持って、それを説得しろというのが、恐らくご意見だとは思いますが、やはり2園閉園するというのが、どれだけ重たいことかということはお分かっていますので、それが態度に出ているということでございます。

裁判の判決への対応については、先ほど来、部長が説明していますが、これは私が最

最終的に決めたものでありますので、それをどう喧伝するとか、その辺はご意見として承ります。

増築については、そもそも我々は増築するという考え方を持っておりません。

○参加者 いや、そんなことを答えてもらいたくてしゃべっているんじゃないんですよ。方法を検討したんですかということ。面積足りないんでしょう、今。部長がおっしゃったように。

○白井市長 役割を果たすために、それをどう実現するかということを考えていきました。それに当たって、増築をするというのは要するに、床面積を増やすということですよ。そうではなく、限られたその施設と人員と、そういった資源をどう我々として有効活用できるかという枠組みの中で考えましたので、増築というのはご意見として、ほかにもいただいておりますが、検討はしておりません。

○黒澤保育課長 最後の方、お願いします。

○参加者 昨日もいっぱい聞きたいことあったんですけども、なかなか絞れないので、なるべく一つにまとめようと思ったんですけども、すみません。

最初に、前の方たちもおっしゃっていたんですけども、非常に市のやっていることと、文言に書いてあること、ちぐはぐだなというのは本当に思います。例えば9ページのところで、各園における在園児や保護者への対応も丁寧に行いながら、丁寧なんですか、今5園で保護者に説明していますけども、もう一回説明会してくれと言われてもやらないとか、全然寄り添った形になっていないという現状を見ると、空文句だなというのはすごく思います。それは、さくら保育園の2歳児の原告のお子さんのこともそうですけれども、子どもの権利条例、本当に全国に先駆けて策定した小金井市が、こんなことをやっていいのかなというのはすごく思います。先日の市議会の陳情のほうでも、陳述者がもう市による虐待だとおっしゃっていましたよね。YouTubeで私は聞いていたんですけど、本当にそう思います。こんなことを許してはいけない、子どもの成長のその1年1年、どれだけ大きいか。60歳70歳の1年間じゃないんですよ。本当に大事にしてほしいなと思います。

ごめんなさい。質問は2点なんですけれども、1点目です。今までどうしてやってこなかったのかということがたくさんあります。例えば、すこやか保育ビジョン、先ほども言われていましたけど、それ全部各園でよく検討しましょうねみたいな内容なんで、どれほどのものかなと思いますけれども、これもつくったっきりで、研修を何回かやっ

たというような話は聞いていますけれども、その後は先ほど、市長もおっしゃったように、活用されているとは思えません。

それから、一番最初に廃園問題が出たときに、子どもの育ちをどう保障するのかというときに、市議会の中で、教育委員長が幼保小の連携するから大丈夫なんだと、そんなこと、上との連携なんて誰も言っていないのに、かけ橋プロジェクトもあるし、それは保証できますと言っていたんです。そういうのも、実際にこの4年間でどのようにやられてきたのか。その辺を伺いたいです。

それから、先ほども出ていますけれども、任期付職員が集まらないということを部長もおっしゃっていましたが、これはもう15年ぐらい前からかな、退職の正規職員を任期付で補充するという形でやってきています。それで、市のほうは、任期付であっても期限の定めのない職員と同じように正規職員なんですというのは、これ前の課長からも何回も言われています。そこら辺のところ、だけれども、その任期付のほうは、今埋まらない状況になっているところを、市のほうはどのように総括してらっしゃるのでしょうか。

これでは、欠員を補うことも検討しますとか書いてあるんですけども、具体的にどのようにすれば、職員が集まるとかってらっしゃるのか、その任期付の扱いも含めて、ちゃんと説明していただきたいと思います。

今も申しましたように、任期付の正規職員だって市のほうはずっとそういう態度でいるんですよ。方針案の中には、保育士の欠員についても、職員数の最適化とか、職員、役割対応の職員の配置を行いますとか、正規職員とかいう言葉がいっぱい出ているんですけども、これが本当に任期の定めのない職員であるのかどうか。そのところははっきり伺っておきたいと思います。

それから、どうして今まで行ってこなかったのかということと関連してですけども、今の建て替えすらできないのに、くりのみ、さくら廃園した後の跡地利用で子どもの施策に資する施設をどうしてそこで新しく建築、それは新しく建築できるというのが、本当に素朴に不思議です。教えてください。

それから、定員減のところですけども、けやき保育園は定員140ですよ。これを70までにする、半減させる。一体何部屋必要なんですか。けやきは乳児から2クラス、学年を2クラスになっていますよね。これ半減させるというようなことはどういうことなのかというところを具体的に教えてください。待機児がここのところいない。今

年は出ましたけれども、その前の2年間、2年は待機児は年度初めにはいないということ、市のほうは広報公表していますけれども。在り検の委員長が、資料でたくさん出されている、保育園を考える親の会の資料を見ますと、今年のはまだ出ていないんですけども、2024年度、小金井市は隠れ待機児76人、年度初めいることになっているんですね。つまり認可保育園に入りたかったのに申し込んだけれども、入れていない子が0歳で21人、一、二歳53人いるわけです。それなのに、これだけ公立の定員を減らして、先ほどからも伺っていると、私どもも減らしてくるつもりなのかなという気がするんですけど、今年には既にもうどんどん埋まっていますよね。一昨年より去年、去年より今年の方が空き定員が埋まるのが早まっているように数字では見えます。特に0歳児については、年度途中で生まれて、産休が明けて、保護者は本当に9月でも10月でも入れるというのがありがたいことで、それは運営費の面からいっても、私立にやらせるのは本当に酷なことで、公立でしかできないことだと思います。それを公立の定員、これだけ減らしてしまって、一体保護者はどうすればいいのか。そのことと、ごめんなさいね。どうして行ってこなかったのかというところに付随して、今の点をお聞かせ願えれば幸いです。多分、漏れているかもしれないけど、時間ないので、そこまでにします。

○中島保育施策調整担当課長 まず、すこやか保育ビジョンについて、各民間保育園にも、ガイドライン等を配布して、研修会等も開いております。各園のほうで、活用していただくといった取組もやっております。

幼保小の連携につきましては、本当にご指摘のとおり部分はあるかとは思いますが、各学校と各施設の個別の連携はありますが、市全体の仕組みとして確立できていないというところはお叱りを受ける部分かと思っています。

○堤子ども家庭部長 任期付職員についてです。

まず、市の制度としては、我々事務職、それから保健師、看護師のような医療職もそうですが、任期付と正規においては差がないという考え方です。もっと言えば、会計年度任用職員も、年度内の雇用の職員という意味では、差がありません。

ただ、その上で、実際の業務の運用や、応募のところでは当然、期限の定めがあるかどうかというところでは、差があると思います。

念のため申し上げますと、一般任期付のところは、在り方検討委員会でも指摘されましたが、行革の中で民間移譲を決めたときに、14人を正規を一般任期付にした。そこ

が採用できていないということがあって、今回人事当局とも話をしますが、改善していく必要があると思っています。

一方、採用できていないのは一般任期付だけではなくて、年10名弱とかも出ることが、病休の任期付職員も採用ができていません。育休に対しては、多摩では2市しかありませんが、小金井はより処遇のいい会計年度にしている。それでも応募がないという状態でありまして、これについては、先ほど申しあげましたけれども、正規をこの部分について多く抱えることで、しっかり対応できるようにしたいという考えであります。

それから跡地利用について、新しく建築できるのか。確かに、そこは課題であります。ただ、それも含めて、どういう活用がいいのか。子どものために利用されてきたということをも前提として、検討していく必要があるというものです。

けやきが保育園が、なぜ半減という案になっているのか、基本的な考え方は申しあげたとおり3歳から5歳児のところの一部屋生み出すというところ。3クラスを2クラスにする。そうしたときに、園児が進級できるような定員設定にする必要があります。3クラスを2クラスにして、1クラスを生み出すための対応というところあります。

○中島保育施策調整担当課長 乳児クラスにつきましては、医療的ケア児の受入れの関係で、一定程度のスペースを見込んで、どの学年で、何人受け入れられるか。枠としては配慮が必要なお子さんを多く受け入れていく方針を掲げていますので、そういった部分でバリアフリーがされていて、エレベーターもあるけやき保育園を拠点化をしていきたい。そういった考えで、けやき保育園の乳児クラスのほうも1クラスにしていきたいというのが基本的な考えになります。

隠れ待機児のところは、おっしゃるとおりな部分はあります。ただ、ここ数年、4月時点では、毎年、何十人かの0歳児の募集を出し続けているような状況になります。これは、第一希望に入れないとか、そういったミスマッチの部分は多くあるかと思っております。

市全体の保育の質を高めていくことで、近隣の保育園をより選んでいただけるように、市全体で取り組んでいくことで、希望のミスマッチというのは解消していきたいというのが市の考えとなります。

年度途中の入園についても、ご指摘のとおりと思っています。入園予約制度のような形もありますけれども、やはりニーズとしては会社とご相談する中で4月に入園して、お仕事に戻りたい。会社のほうも、そういったタイミングで戻っていただく前提で、職

場の人員体制を考えるという形がまだまだ多いものですから、入園予約制度について、どう対応していくかについては、4月入園の希望のほうのニーズが高いということで、そちらに注力しているというのが状況になってございます。

○黒澤保育課長　　それでは、これで質疑応答を終了させていただきます。

最後に、冒頭申し上げましたが、現在市では、方針案に対するパブリックコメントを実施中です。期限は、令和7年7月26日までです。詳しくはお配りしましたチラシのほうをぜひご参照ください。

以上をもちまして本説明会を終了させていただきます。

本日はご多忙の中ご参加いただき、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

閉　　会